

# 第 8 6 回 通 常 総 会

と き 令和 7 年 5 月 15 日

と ころ 「木材会館」

一般社団法人 全国木材組合連合会

## 次 第

開 会

会長挨拶

議長選出

議 題

第1号議案 令和6年度 事業報告承認の件 . . . . . 1

第2号議案 令和6年度 収支決算承認の件 . . . . . 75

第3号議案 令和7年度 会費等決定の件 . . . . . 99

第4号議案 令和7年度 借入金最高限度額決定の件 . . 103

第5号議案 令和7年度 役員報酬決定の件 . . . . . 103

(報 告) 令和7年度 事業計画  
令和7年度 収支予算

閉 会

# 第 1 号 議 案

令 和 6 年 度

事 業 報 告 承 認 の 件



## 令和6年度事業報告

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進

令和6年度は、持家、貸家及び分譲住宅の着工が減少したため、新設住宅着工全体が減少となった。他方、令和6年5月に開催された国連森林フォーラム第19回会合において、持続可能な森林経営と木材利用の促進が引き続きコミットされた。

木材、国産材の利用に大きな期待が高まる中、非住宅建築や中高層建築等今まであまり使われてこなかった分野での木造化と木質化を進めるための積極的な普及活動を行うとともに、品質及び性能の確かな国産材の安定供給体制の確立に向けて取組を行った。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

令和3年6月の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下、「都市(まち)の木造化推進法」)の制定を受け、令和4年3月に全木連は農林水産大臣と第1号の協定を結び、農林水産省や林野庁と安定供給体制の確立及び木材利用の更なる普及に向けた活動で連携し、活動の強化を図ってきたが、令和7年4月に再度協定を締結し取組を延長することとした。

また、木材利用が地球温暖化防止対策や地方創生に果たす役割について、広く国民に理解を求め木材利用拡大に対する支援の輪を広げるため、機会あるごとに農林水産省や国土交通省をはじめとする関係省庁などに対して、木材利用を優先する社会実現への取組を働きかけた。

#### 2 消費者、需要者への普及活動

##### (1) 木材利用拡大への普及活動

ア Japan Home&Building Show2024(11月)やモクコレ2024Plus(12月)などの展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウムやフェアなどに参加協力し、合法伐採木材やJAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。

イ 全木連ホームページ等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関し、各種知識・情報の提供及び普及啓発に取り組んだ。

ウ 木材利用促進に特化した「ラブキノヘイ」のホームページにより、一般消費者に対して、木のある暮らし・木の街づくりのメリットや木造建築物の施工事例の紹介に取り組んだ。

エ 会員や住宅関連団体等から木材需給や価格に関する情報収集等を

行い、林野庁の需給情報連絡協議会等の場で共有した。

## (2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、「高校生ものづくりコンテスト関東大会(9月)」、「高校生ものづくりコンテスト全国大会(11月)」及び「全国中学生創造ものづくり教育フェア(2月)」に資材提供・協力を行ったほか、日本木材青壮年団体連合会主催の「全国児童・生徒木工工作コンクール」や各種展示会における木製遊具等の展示など、「木育」活動の推進に積極的に取り組んだ。

## 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

### (1) 地球温暖化対策への対応としての木材利用の推進

2020年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の中で、木材利用を通じた森林整備の一層の推進及び伐採木材の二酸化炭素固定に対する評価(HWP)が適切に位置づけられていることを踏まえ、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の算定の普及に取り組んだ。

また、建築物における木材利用について、投資家や施主及びそれらのニーズを受けた建築業者より、木材利用による二酸化炭素の排出削減量を定量評価することが求められていることから、ライフサイクルアセスメント(LCA)調査手法を用いて算出した「国内で生産されるJAS構造材(人工乾燥材)の排出源単位」の普及に努めた。

### (2) 違法伐採対策の推進等

ア 林野庁ガイドラインに基づき合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進のため、認定事業者の拡大に努めた。令和7年3月段階での認定団体及び認定事業者の数は、それぞれ約150及び約1万2千となった。合法性の証明された木材・木材製品の信頼性確保のための研修会やセミナーを実施し、供給体制の整備に努めた。

また、合法性証明の信頼性の確保に向けて、認定団体の事業者認定・フォローアップ、認定事業者の合法木材の証明に当たって必要な分別管理や書類管理等の手続き及び実施体制等の適切な運用について情報提供を行った。

イ 違法伐採対策に関する輸出国や輸入国の動きについて、海外の関係者との情報交換を行うとともに、環境NGO等との意見交換を実施した。

ウ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」の改正法の施行を令和7年4月に控え、その改正点の周知や木材関連業者による合法性の確認能力の強化のための研修及びセミナー等を実施した。

### (3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効なカスケード活用推進のため、木質バイオマスの発電利用については、関係団体と連携し、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定、適切な供給体制の構築及び情報提供などの推進に取り組んだ。

また、令和4年度にライフサイクルGHGの基準が導入され、林野庁の発電利用ガイドラインが改正されたことに対応し、当会の「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」及び事業者認定実施要領等を改正した。

## II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組

住宅、公共・商工業施設及び身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策や税制などの充実強化に取り組んだ。

### 1 木材利用の提案活動

ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化に加え、円安など木材需給の不透明さが増している状況にある中、人工乾燥材を含む国産材の安定供給体制の確保に向けて、令和6年8月に森林・林業・木材産業関係施策に関する要望書を林野庁に提出した。

### 2 木造住宅及び中高層建築物への木材・地域材利用

- (1) 中高層建築物における木材利用の環境整備、木質建築資材の利用拡大の環境整備及び木造住宅への国産材普及などの木材利用の拡大対策に関し、各種委員会への参加など積極的な対応を行った。
- (2) 非住宅及び都市の中での木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに対し、情報収集・提供や会議等への参加などの取組を行った。
- (3) 令和5年度補正予算による「JAS構造材実証支援事業」及び令和6年(令和5年度繰越)当初予算による「都市における木材需要の拡大事業」により、住宅分野や非住宅建築物への品質の確かな木材利用の促進に取り組んだ。
- (4) 令和6年度当初予算による「JAS製材サプライチェーン構築事業」により、JAS製材等の適材適所への活用やJAS製材等の需給マッチングに資するモデル的な取組への支援と情報提供や研修会を実施するなどの活動を行った。

- (5) 国産材の利用拡大を図るため、「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」、(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会及び(一社)木材表示推進協議会等と連携し、各種活動を展開した。

### 3 公共建築物・商工業施設への木材利用促進

- (1) 「森林を活かす都市の木造化推進協議会」と連携し、「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」に対し要望書を提出し、7年度予算案に一部反映された。また、木造建築物について、一定の条件下で50年以上の耐久性を認証する仕組みが、7年度より実施される予定となった。さらに、製材JASの改正及び運用の見直しが行われた。
- (2) 「都市(まち)の木造化推進法」の施行4年目となり、法律に定められる各種事項の実施に向け、賛同する団体・企業・地方公共団体等との連携・強化を一層強化しつつ情報発信活動等を展開し、令和6年に48の建築物木材利用促進協定が締結された。
- (3) 木材利用推進中央協議会と連携し、建築事例の普及や情報提供等に取り組んだ。2月19日に「新たな木材利用事例発表会」(木材表示と合法木材について)を木材利用推進中央協議会、(一社)木材表示推進協議会及び(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会とともに主催し、木材表示や合法木材について、取組事例の紹介や施策の情報提供を行って最新情報の共有を図った。

## Ⅲ 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立

### 1 木材産業の経営安定化の取組

#### (1) 経営の安定化対策

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度並びに林業施設整備等利子助成制度などの有効活用と制度充実を図るため、関係機関との情報交換等を実施した。

イ 令和6年度税制改正において3年間の延長措置が認められた軽油引取税の免税措置について、次回の延長要望に備えて、都道府県木連と連携しつつ措置の周知と利用状況の調査を行った。

#### (2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度及び環境・厚生労働分野等の諸制度・施策の情報提供を行った。

イ 令和5年10月の厚生労働省認定を受け、製材部門の外国人技能実習

評価試験等を進めた。6年度は63社147人の技能実習生が試験に合格し、2号実習(通算在留期間3年)へ進むこととなった。また本制度を円滑に実施するために創設している「外国人材部会」の会員数は5年度より20社以上増加し103社(正会員79、賛助会員24)となった。

なお、技能実習生を受け入れる会社の中には、県木連の会員となっていない会社もあり、該当県木連と連携し県木連への入会を勧めた。

ウ 令和6年3月の閣議決定で特定技能1号(在留期間5年)へ木材産業分野(製材、合単板、プレカット等)が追加されたことを踏まえ、林野庁において制度の細部が検討され、全体像が10月以降、順次公表された。特定技能制度において、当会は試験実施機関となるとともに、付帯する業務を実施することとなることから、11月の臨時総会において定款の変更を行った。

また、当会は、林野庁の「外国人材の受入れに向けた条件整備等に関する委託事業」を事務局として受託し、東京(12月)、福岡(1月)、インドネシア(2月)で木材産業特定技能1号測定試験を実施し、合計61名が合格した。

### (3) 労働安全対策等

ア 林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議に参画し、令和6年度からの労災保険率引き下げを踏まえ、労災保険と労働災害のコストなどの情報提供等を行った。

イ 林野庁補助事業「令和6年度作業安全強化促進支援事業」により、製材工場等の木材加工業者を対象とした安全診断・指導の実施や都道府県木連が行なう安全研修会への助成を行うとともに、安全診断マニュアルを完成させた。また、(一社)林業機械化協会と連携し、「令和6年度林業・木材産業全国作業安全運動促進事業」の木材産業関係安全講習会を開催県木連とともに実施した。

## 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組むとともに、いわゆる「物流の2024年問題」の検討に参画した。

また、「JAS製材品普及推進展示会」に替わる新たな表彰制度として、製材工場の生産技術を表彰する「日本製材技術賞」を実施した。

### (1) 「物流の2024年問題」への対応

「物流の2024年問題」に対応して、農林水産省に設置された「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」に賛助メンバーとして参画するとともに、令和6年林野庁補助事業により、(株)日本林業調査会が実施する「原木・製品運搬効率化促進事業」の委員として参画し、原木・製品の物流の情報の収集、発信及び共有に努めた。

## (2) 「日本製材技術賞」の実施

製材を生産する工場の生産性や独自性、品質向上の取組及び雇用関係の整備等、多岐にわたる製材工場の生産技術を審査表彰する「日本製材技術賞」を実施した。

## (3) 高度な木材加工・流通構造の確立

- ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。
- イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度及び素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

## (4) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用に取り組んだ。

## (5) 技術・製品開発への取組

- ア 中高層の建築物の木造化及び木質化促進のため、(公財)日本住宅・木材技術センターが実施する「中高層建築物における木材利用の環境整備検討委員会」等に委員として参画した。
- イ 林野庁補助事業を活用し、製材JASの格付け率の向上に資する非破壊検査の方法の検討について試験研究機関等の協力を受けて取り組んだ。
- ウ 製材JASの見直しに向けて設置された(独法)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の原案作成検討会において、委員として参画し意見表明や試験データの提供等を行った。また、枠組壁工法構造用製材JASの原案作成検討会においても委員として参画し、試験データの提供等を行った。

## (6) 木材貿易への対応

- ア 国産材の海外への輸出促進  
日本木材輸出振興協会等と連携して、農林水産省が進める「フラグシップ輸出産地」の取組をはじめとする輸出拡大に向けての対策に参画した。
- イ 貿易問題への対応  
木材貿易の動向を注視し、国内対策の一層の充実を国等に働きかけるとともに、効果的な実施に努めた。

### 3 東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品及びバーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組んだ。

## IV 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

#### (1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

令和7年4月に予定された改正建築基準法等の施行による木造住宅への影響や製材JASの課題等について、令和6年度当初予算「JAS製材サプライチェーン構築事業」を活用し、各都道府県木連と連携して、建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、セミナーを実施するなど、製材JASの供給・利用拡大に向けた取組を行った。

#### (2) 製材品のホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き実施した。

#### (3) 合法性証明木材・都道府県産認証材の利用、供給拡大の取組及びクリーンウッド法への対応

ア 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明木材の証明連鎖の着実な実行のため、合法木材認定事業者の拡大と関係事業者の理解促進に努めた。

イ 当会の発電利用に供する木質バイオマス証明に関する自主行動規範を改正したことに伴い、違法伐採対策に関する行動規範及び合法性・持続可能性にかかる事業者認定実施要領等を改正した。

ウ 都道府県産材認証制度の一層の充実推進に取り組んだ。

エ 改正クリーンウッド法に関するセミナーや合法伐採木材等の利用促進のための全国協議会の開催及び都道府県単位での協議会・意見交換会開催の支援を行うとともに、合法性確認の能力向上のための研修等を開催し、川下の住宅産業事業者も含めた木材関連事業者の理解を深めるとともに、木材関連事業者や消費者への普及を行った。また、改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認(デュー・デリジェンス)の手引きを作成した。

### 2 木材の健康・安全対策

#### (1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れ

た資材であることの普及に引き続き取り組んだ。  
イ アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては、木材利用促進に支障がないよう情報収集に努めた。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第58回全国木材産業振興大会については、10月31日に鹿児島県(鹿児島市)において鹿児島県林材連及び九州支部の協力のもとに、全国から約800名が参加して開催した。

### 2 団体活動の活性化等

#### (1) 制度・施策の提言等

ア 令和6年5月17日に関係国会議員、林野庁及び国土交通省に対して令和7年度木材産業の振興に関する予算等の陳情、8月9日に財務省へ国産材の需要拡大に関する要望、11月22日に関係国会議員、林野庁及び国土交通省に令和7年度予算等に関する要望活動を行った。

イ 令和6年8月8日に総務委員会を開催し、全木連関係者表彰者選考及び第59回全国木材産業振興大会(大阪大会)の開催を決定するとともに、森林・木材産業振興のための諸活動について情報交換を行った。

#### (2) 関係団体との連携強化

木材利用推進及び木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業及び消費者の関係団体等との連携強化並びに、JAPIC、住木センター、木材総合情報センター、木材加工技術協会、木活協、SGEC、建築学会及び土木学会などの理事等を務めるとともに、これらの団体主催の会議・勉強会に積極的に参加した。

#### (3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

ア 一般消費者・建築関係者などに木材・木材利用に関する様々な情報を提供するため全木連ホームページの拡充改善に取り組んだ。

イ 全木連時報を通じて、会員間の各種情報の共有化に努めた。

ウ 木材利用優良施設カレンダーを作成し木材の利用促進に努めた。

#### (4) 各種委員会の開催

令和7年3月に木材PR委員会を開催し、令和7年度における木材利用普及事業の取組方向、木材PRポスターの企画方針について決定した。

#### (5) 全木連事務所の移転

全木連事務所は、入居する永田町ビル建替に伴い事務所退去を求められたことから、議員会館や霞が関への交通の利便性にも配慮し、令和6年6月10日付で千代田区一番町の全国町村議員会館に移転した。

### 3 都道府県木連、支部、関係団体等の会議、諸活動への参加

都道府県木(協)連総会、支部会議及びブロックにおける行政との連絡会議等に参加するとともに、関係団体の事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。

## (参考) 令和6年度全木連主要行事一覧表

月	日	主 要 行 事
4	15	第1回全国事務局長会議(WEB)
	25	第1回作業安全・特定技能検討会(AP虎ノ門)
5	1	全木連・全木協連・木退共第1回理事会(書面)
	8	JAS構造材実証支援事業等説明会(神奈川県)
	11	第2回全国事務局長会議 建築転換(WEB)
	22	JAS構造材実証支援事業等説明会(WEB)(静岡県)
	24	JAS構造材実証支援事業等説明会(群馬県)
	16~17	全木連・全木協連・木退共・全木政連通常総会(木材会館)
	29	外国人技能実習部会役員会(第1回)(全木連)、外国人技能実習部会通常総会(書面)
6	10	第1回CW専門委員会(WEB)
	11	第2回全国事務局長会議(WEB)
7	2	第3回全国事務局長会議(WEB)
	3	JAS構造材実証支援事業等企画運営委員会(WEB)
	17	第2回作業安全・特定技能検討会(AP虎ノ門)
	29	第1回CW事業検討委員会(全国町村議員会館)
8	8	全木連総務委員会・全木協連表彰選考委員合同委員会(AP虎ノ門)
	22	外国人技能実習部会役員会(第2回)(全木連)
	27	作業安全中央研修会(全国町村議員会館)
	28	JAS製品サプライチェーン構築事業委員会(UHA味覚糖赤坂ビル)
9	5	第2回CW事業検討委員会(全国町村議員会館)
	27	第2回CW専門委員会(全国町村議員会館)
	*	CW地方協議会(12:長崎県、13:三重県、17:奈良県)
	*	CW普及セミナー(12:長崎県)
10	3	関東支部事務局長会議(山梨県)
	9	第3回作業安全・特定技能検討会(全国町村議員会館)
	10	第1回CW制度説明会、指導者養成講座(TKPガーデンシティ仙台)
	21	第2回CW制度説明会、指導者養成講座(ホテル熊本テルサ)
	24	製材JASセミナー(宮城県)
	31	第58回全国木材産業振興大会(鹿児島県鹿児島市 川商ホール)
	*	CW地方協議会(2:滋賀県(意見交換会))
	*	CW普及セミナー(2:滋賀県)
	*	合法木材事業者研修(15:2×4JAS協(WEB))
11	12	第3回CW制度説明会、指導者養成講座(広島ガーデンパレス)
	13	製材技術賞運営委員会
	14	東海地区事務局長会議(長野県)
	20~22	Japan Home&Building show2024(東京ビッグサイト)
	21	全木連・全木協連・木退共臨時総会、理事会(木材会館)
	22	顔の見える木材供給体制構築事業運営委員会 中間報告会
	26	第4回CW制度説明会、指導者養成講座(東京・木材会館)
	*	CW合法性確認研修(8:新潟県、11:全市連、全買連、都木連(都内)、15:香川県、20:全買連(名古屋市内))
	*	CW地方協議会(27:石川県、熊本県)
	*	CW普及セミナー(27:石川県、熊本県)

12	5	合法伐採木材利用促進全国協議会(全国町村議員会館)
	10	外国人技能実習部会役員会(第3回)(全木連)
	19~ 20	モクコレ2024Plus(東京ビッグサイト)
	中旬	第3回CW専門委員会(書面)
	*	CW合法性確認研修(3:秋田県、6:青森県、10:群馬県①、12:群馬県②、13:山形県、島根県、24:群馬県③)
	*	CW地方協議会(9:北海道、11:京都府、12:福井県、鹿児島県)
	*	CW普及セミナー(12:福井県、鹿児島県)
	*	合法木材事業者研修(2:岡山県)
	20	木材産業技能測定試験(特定1号)(東京都千代田区:全国町村議員会館)
	26	JAS製品サプライチェーン構築事業 報告会(WEB)
1	10	製材技術賞運営委員会
	15	製材JASセミナー(山梨県)
	21	製材JASセミナー(京都府)
	23	製材JASセミナー(岩手県、山形県)
	27	製材JASセミナー(設計部門)(東京都)
	27	第4回CW専門委員会(TKPガーデンシティ神保町)
	28	製材JASセミナー(山口県)
	*	CW合法性確認研修(22:兵庫県)
	*	CW地方協議会(16:宮城県、30:栃木県)
	*	CW普及セミナー(16:宮城県、30:栃木県)
	30	木材産業技能測定試験(特定1号)(福岡県福岡市:全国町村議員会館)
2	5	第4回作業安全・特定技能検討会(A P虎ノ門)
	12	九木連事務局長会議(大分県)
	18	第3回CW事業検討委員会(全国町村議員会館)
	19	第16回「新たな木材利用事例発表会」(木材会館)
	25	製材JASセミナー(製材部門)(東京都)
	*	CW合法性確認研修(6:岩手県、21:徳島県)
	*	CW地方協議会(4:岐阜県(意見交換会、WEB)、7:富山県、10:山梨県)
	*	CW普及セミナー(7:富山県、17:山梨県)
	19~ 20	木材産業技能測定試験(特定1号)(インドネシア:家具・木材加工業ポリテクニク)
3	5	外国人技能実習部会役員会(第4回)(全木連)
	10	外構企画運営委員会(WEB)
	11	JAS製品サプライチェーン構築事業 報告会(UHA味覚糖赤坂ビル)
	13	全木連・全木協連・木退共理事会、全木政連常任委員会 令和6年度日本製材技術賞表彰式(木材会館)
	14	全木連・全木協連全国事務局長会議、木材PR委員会(木材会館)
	19	JAS構造材実証支援事業等企画運営委員会(WEB)
	*	CW合法性確認研修(7:日合連(WEB))



## 事業報告 参考資料

資料1 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算  
(木材産業・住宅関係)

資料2 令和7年度の税制改正事項

資料3 活動関連資料

1. 予算等の要望
2. 森林を活かす都市の木造化推進協議会の活動
3. 建築物木材利用促進協定
4. 都市の木造化推進法に基づく都道府県方針の改訂及び市区町村方針の策定・改定状況
5. 木材利用促進条例の策定状況
6. 合法木材等供給の現状とクリーンウッド法
7. 第16回「新たな木材利用事例発表会」の概要
8. 令和6年度木材利用推進「全国会議」の概要
9. 外国人材取組の概要
10. 労働安全関係の概要
11. 製材等JAS認定工場一覧表（令和6年度末）



# 資料 1

## 木材産業関係令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度当初予算 (木材産業・住宅関係)

### 《林野庁予算》

**森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策** 【令和 7 年度予算額 14,351,245 (14,397,655) 千円】  
 (令和 6 年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策) 45,852,821千円)  
 (令和 6 年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円)

<対策のポイント>  
 カーボンニュートラルの実現に向け、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<政策目標>  
 国産材の供給・利用量の増加 (34百万m<sup>3</sup> [令和 5 年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和 12 年まで])

<事業の全体像>

<p><b>1. 森林の集約化モデル地域実証事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環利用に取り組む林業経営体へ森林の集積・集約化を進めるための、地域の森林の将来像の作成・共有、境界確定、関係者間でのデジタル森林情報の共有等を支援</li> </ul>	<p><b>5. 木材需要の創出・輸出強化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の取組に対する木材利用の専門家派遣、CLT等の輸出促進、合法伐採木材の利用促進、木質バイオマスを活用した「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大等を支援</li> </ul>
<p><b>2. 林業・木材産業循環成長対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路網の整備・機能強化、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、高性能林業機械の導入とともに、木材加工流通施設の整備や木造公共建築物の整備、森林由来 J-Cレジット等森林価値の活用等を支援</li> </ul>	<p><b>6. 森林・林業担い手育成総合対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、林業経営体の労働安全対策等を支援</li> </ul>
<p><b>3. 林業デジタル・イノベーション総合対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業機械の自動化・遠隔操作化技術や森林内の通信技術・木質系新素材の開発・実証、先進技術を活用する技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築等を支援</li> </ul>	<p><b>7. 林業・木材産業金融対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援</li> </ul>
<p><b>4. 建築用木材供給・利用強化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造中層建築物に係る設計や木質耐火部材・JAS構造材の技術開発、製材やCLT等を用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証、木造建築物の設計者・施工者の育成等を支援</li> </ul>	<p><b>8. 森林・山村地域活性化振興対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、「半林半X」を含む活動の実践による山村地域活性化を支援</li> </ul>

**森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち  
林業・木材産業循環成長対策** 【令和 7 年度予算額 6,186,326 (6,510,953) 千円】  
 (令和 6 年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 11,647,300千円)  
 (令和 6 年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円の内数)

<対策のポイント>  
 林業・木材産業によるグリーン成長に向け、林業の生産基盤の強化や再造林の低コスト化を図るとともに、木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築を支援します。

<事業目標>  
 国産材の供給・利用量の増加 (34百万m<sup>3</sup> [令和 5 年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和 12 年まで])

<事業の内容>

**1. 循環型資源基盤整備強化対策等**  
 循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、再造林の低コスト化等の取組を一體的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組を支援します。

**2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策**  
 木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

(関連事業)  
**燃油・資材の森林由来資源への転換等対策** 【令和 6 年度補正予算額】1,700,048千円

<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等

```

    graph LR
        A[国] -- 定額、委託 --> B[都道府県]
        B -- 定額、委託 --> C[民間団体等  
(市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む)]
        C -- 定額、委託 --> D[林業経営体等]
    
```

※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

川上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

川中：製材事業者、合板事業者等

川下：木材需要者

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた川上から川下までの総合的な取組

**○循環型資源基盤整備強化対策**  
 ・間伐材生産・路網整備・低コスト再造林対策  
 ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備  
**○高性能林業機械の導入** ○森林整備地域活動支援対策  
**○林業の多様な担い手の育成** ○山村地域の防災・減災対策  
**○森林総合利用対策** ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策

**○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策**  
 ・木材加工流通施設等の整備  
 ・特用林産振興施設等の整備  
 ・木質バイオマス利用促進施設の整備  
 ・公共建築物等の木造・木質化

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち  
**建築用木材供給・利用強化対策**

【令和7年度予算額 1,000,173 (1,000,621) 千円】  
 (令和6年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 2,953,000千円)  
 (令和6年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円の内数)

<対策のポイント>

民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、中層建築物等への建築用木材の利用実証・普及等を通じた**都市の木造化等促進**や、木造標準モデルの開発・普及等を通じた製材やCLT・LVL等の**建築物への利用環境整備**、建築用木材の供給・利用に携わる**人材の確保**に向けた取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

- ① 中層建築物に重点を置いた**建築用木材 (木質耐火部材、JAS構造材等) の利用実証**、改正建築基準法等に対応した**強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及**を支援します\*。
- ② **円滑な木材供給のための環境整備**に向け、川上から川下までが連携したJAS製材をはじめとした**木材安定供給体制の構築**等を支援します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

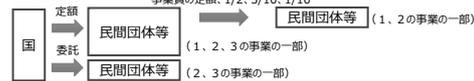
- ① 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、**標準的な木造化モデルの開発・普及**等を支援します。
- ② CLTの普及に向け、**寸法の標準化に係る設計・建築の実証**等\*を支援します。
- ③ **大径材等の活用に向けた設計手法や効率的な加工技術の開発・普及**を支援します。
- ④ 持続可能性を求める国際的な動きを踏まえた**持続可能な木材供給に向けたガイドンスの作成**を実施します。

3. 建築用木材供給・利用人材確保対策事業

- ① 都道府県単位等で行う**木造建築物の設計者・施工者の育成**を支援します。
- ② 木材産業における外国人材の円滑な受入に向けた**特定技能測定試験**等を実施します。

\* ※ 都市 (まち) の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

**森林を活かす都市の木造化等促進総合対策**

都市部における建築用木材の利用実証 強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発

川上 川中 川下

JAS製材 サブライフェーン構築

顔の見える木材安定供給体制

**CLT・LVL等の建築物への利用環境整備**

用途タイプ別の木造標準モデルの開発

建設現場でのCLT・LVLの活用

CLTを活用した先駆的な建築物の実証

**建築用木材供給・利用人材確保対策事業**

木造建築の設計者・施工者の育成

外国人材受入れのための試験実施

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策 <一部公共>

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円】

<対策のポイント>

林業・木材産業の体質強化や国内需要の拡大に向けて、**原木・木材製品等の生産体制の強化**、**林業イノベーションの推進**、**非住宅分野等における木材製品の消費拡大**、**日本産木材製品等の輸出拡大**、**林業の担い手の育成・確保**等を支援します。

<事業目標>

○ 国産材の供給・利用量の増加 (34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 林業・木材産業の生産基盤強化<一部公共>

路網整備、高性能林業機械の導入、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

2. 林業のデジタル化・イノベーションの推進

森林資源情報のデジタル化を支援するとともに、**林業機械の自動化・遠隔操作化技術**、**木質系新素材の開発・実証**を支援します。

3. 建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)

JAS構造材の建築物への利用実証や供給体制構築、CLTを用いた**非住宅建築物の実証**、**木造公共建築物の整備**等を支援します。

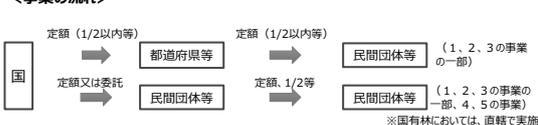
4. 木材需要の創出・輸出力の強化 (木材製品等の輸出支援対策)

日本産木材製品の**プロモーション活動**、**輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発**や**性能検証**、**特用林産物の輸出**に向けた課題解決の取組を支援します。

5. 林業の担い手の育成・確保

**新規就業者への体系的な研修**、**労働安全衛生装備・装置の導入**等を支援します。

<事業の流れ>



\* 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

**林業・木材産業の生産基盤強化**

木材加工施設の整備 路網の整備

・木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備  
 ・原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施 等

**林業のデジタル化・イノベーションの推進**

伐倒の遠隔操作化

・路網整備や施業集約化を省力化・効率化する森林資源情報のデジタル化  
 ・林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等

**建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)**

CLTを活用した設計・建築実証

非住宅分野等における木材製品の消費拡大に向けた  
 ・JAS構造材の実証的な活用  
 ・CLTを活用した設計・建築等の実証  
 ・木造公共建築物の整備 等

**木材需要の創出・輸出力の強化 (木材製品等の輸出支援対策)**

輸出先国の規格・基準に対応した性能検査

・ターゲット国の市場実態等の調査・分析  
 ・日本産木材製品の認知度向上  
 ・付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証 等

**林業の担い手の育成・確保**

労働安全研修

・新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修  
 ・労働安全衛生装備・装置の導入 等

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち  
**建築用木材供給・利用の強化** (木材製品の消費拡大対策)

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

＜対策のポイント＞

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。また、地域でのJAS構造材の供給体制構築等の取組を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

4. 木造公共建築物等の整備

非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、木造公共建築物等の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製柵等の普及

【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)  
 (3、4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち  
**木材需要の創出・輸出力の強化** (木材製品等の輸出支援対策)

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

＜対策のポイント＞

輸出に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、海外のツーバイフォー構造材市場への早期展開を想定したターゲット国の市場実態等の調査・分析を実施するとともに、輸出ターゲット国における日本産木材製品の認知度向上を図る取組、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題を解決する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 日本産木材製品のプロモーション活動支援

海外のツーバイフォー構造材市場への早期展開を想定したターゲット国の市場実態、商慣習、消費者特性等の調査・分析を実施するとともに、輸出ターゲット国における日本産木材製品の認知度向上を図る取組を支援します。

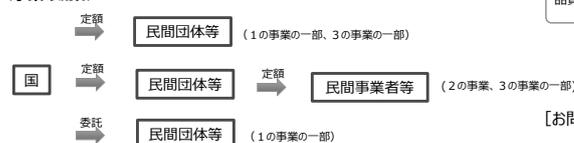
2. 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援します。

3. 特用林産物の需要拡大

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出時の輸送手段や輸送中の取扱い、品質管理等の検証の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

日本産木材製品のプロモーション活動支援

・ターゲット国の市場実態等の調査・分析  
 ・日本産木材製品の認知度向上



輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

・輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証



特用林産物の需要拡大

・輸出の課題解決に向け、輸出先国の消費動向や輸出時の輸送手段、輸送中の取扱い、品質管理等の検証



【お問い合わせ先】 (1の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2299)  
 (2の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2295)  
 (3の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

# 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円】

## <対策のポイント>

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、花粉の飛散防止等の総合的な対策を推進します。また、森林整備事業においても、スギ人工林伐採重点区域における林業専用道の整備等を支援します。

## <政策目標>

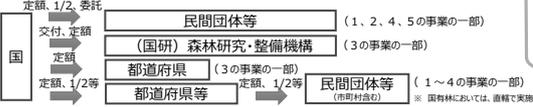
スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

### <事業の内容>

- スギ人工林の伐採・植替え等の加速化**  
スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化を支援します。
- スギ材の需要拡大**  
住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備等を支援します。
- 花粉の少ない苗木の生産拡大**  
官民を挙げた苗木増産等の体制強化、革新的苗木生産技術の開発加速化、花粉の少ない苗木の広域流通を支援します。
- 林業の生産性向上及び労働力の確保**  
意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入、農業や建設業など他産業との連携等を支援します。
- 花粉飛散量の予測・飛散防止**  
花粉飛散予測の向上に向けた森林資源情報の高度化、森林現場における花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施を支援します。

（関連事業）林業・木材産業国際競争力強化総合対策<一部公共> 45,852,821千円の内数

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 発生源対策

##### スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

- スギ人工林伐採重点区域において伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
- 森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化の促進

##### スギ材需要の拡大

- 住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進
- 集成材工場、保管施設等の整備等

##### 花粉の少ない苗木の生産拡大

- 森林研究・整備機構における原種苗木増産
- 都道府県による種穂増産等の体制強化
- 民間事業者による苗木増産の体制強化
- 苗木生産に係る革新的技術の開発加速化
- 苗木の生産量が多い産地から少ない地域への供給の促進

#### 飛散対策

##### 林業の生産性向上及び労働力の確保

- 意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入
- 農業、建設業等他産業、他地域との連携の推進

##### 花粉飛散量の予測

- 花粉飛散予測に向けた森林資源情報の高度化を推進

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)

# 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうち スギ材の需要拡大

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円の内数】

## <対策のポイント>

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、構架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

### <事業の内容>

- 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備**  
スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。
- 花粉症対策木材利用促進**  
住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等におけるスギJAS構造材等の利用の促進を支援します。
- 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発**  
地震災害の発生や改正建築基準法令を踏まえた、高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。
- 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成**  
スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

## <事業の流れ>

```

    graph TD
      A[国] -- 定額 (1/2以内等) --> B[都道府県]
      A -- 定額 --> C[民間団体等]
      A -- 定額、委託 --> D[民間団体等]
      B -- 定額 (1/2以内等) --> E[民間団体等]
      C -- 定額 --> E
      D -- 定額 --> E
      E -- 定額 --> F["(1の事業)"]
      E -- 定額 --> G["(2及び3の事業)"]
      D -- 定額 --> H["(4の事業)"]
  
```

#### 川中におけるスギ材製品供給

##### 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

- スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等
- 木材加工機械等の導入支援
- 製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備支援

スギ材を活用した製品の効率的・安定的な供給

#### 川下におけるスギ材利用

##### 花粉症対策木材利用促進

- 住宅分野
- スギJAS構造材等の利用促進を支援

##### 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

- スギ材の利用拡大に向けた技術開発を支援

##### 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

- スギ材利用の機運醸成を図る取組を支援

スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

【お問い合わせ先】  
(1~3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)  
(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

- 20 -

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち  
**林業・木材産業金融対策**

【令和7年度予算額 372,023 (397,014) 千円】

<対策のポイント>

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

<事業の内容>

**1. 林業施設整備等利子助成事業** 230,223 (236,142) 千円

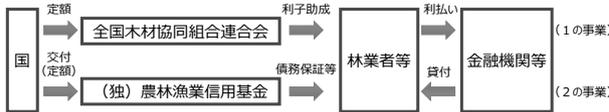
意欲と能力のある林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者が  
 (株) 日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合等の利子について、**最大  
 2%・最長10年間助成**します(実質無利子化)。

**2. 林業信用保証事業** 141,800 (160,872) 千円

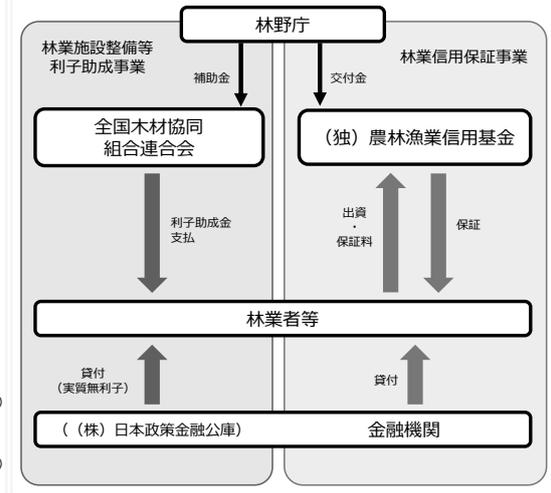
林業者等に対する**融資の円滑化**を図るため、(独) 農林漁業信用基金に対し、  
 以下の経費を支援します。

- ① 林業者等が**事業承継・創業、重大な災害からの復旧**に取り組む際に必要な資金の借入れに係る**保証料を免除**するために必要な経費
- ② **保証料率を軽減し、信用基金の財務基盤等**を維持するために必要な経費

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁企画課 (03-3502-8037)

## 令和7年度住宅局関係予算の基本方針

### 重点施策のポイント

1. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備（耐震化の加速／事前防災対策／住まいの確保）
2. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成（マンション対策／空き家対策／ストック対策）
3. 住宅・建築物における脱炭素対策等（省エネ性能向上／ライフサイクルカーボン／木材利用の促進）
4. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保（こども・子育て／セーフティネット／バリアフリー）
5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進等（建築BIM／建築確認のオンライン化／国際展開）

### 予算総括表

（単位：億円）

事項	予算額		
	R7	R6	前年比
公共事業	1,643	1,643	1.00
行政経費	81	98	0.83
合計	1,724	1,740	0.99

注：計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

## 1. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

令和6年度補正予算のみで措置：●  
令和6年度補正予算、令和7年度当初予算で措置：★

令和6年能登半島地震の被害を踏まえ、防災・減災対策を強化する。

### 背景

#### 多数の住宅被害

- 高齢化率・旧耐震率が高い過疎地域において、多数の住宅が倒壊

	高齢化率	旧耐震率	全壊戸数
輪島市	46%	56%	3,824戸
珠洲市	52%	66%	2,311戸



- 有識者委員会の報告によると、旧耐震基準の木造建築物は、新耐震基準の木造建築物と比較して顕著に高い倒壊率

<有識者委員会(構造被害分析)>  
2月に検討開始→11月1日に中間とりまとめを公表  
<耐震化の目標>  
住宅：H30:87% → R12:おおむね解消  
耐震診断義務付け対象建築物：R2:74% → R7:おおむね解消

#### 大規模市街地火災の発生

- 輪島市において木造住宅の延焼などにより大規模市街地火災が発生

<有識者検討会(消防防災対策)>  
3月に検討開始→7月5日に報告書公表  
<危険密集市街地の目標>  
R2:約2,220ha → R12:おおむね解消



#### 応急仮設住宅の建設状況

- 応急仮設住宅については、必要戸数のすべてを着工
- 今後は自力での再建・補修等を支援するほか、自力での再建等が困難な被災者の住まいの確保にも注力する必要

### 主要事項

#### 1. 耐震化の加速

- 耐震改修に係る補助限度額の引上げ ★  
・耐震改修工事費の高騰を踏まえ、住宅・建築物の耐震改修に係る補助限度額を引き上げる。
- 高齢者向け耐震改修融資(リバースモーゲージ型)の無利子化等 ●  
・高齢者世帯の耐震改修を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース60」を活用した耐震改修融資を無利子化・低利子化する。
- 緊急輸送路沿道のテナントビル等の耐震化支援の強化

#### 2. 住宅・建築物の事前防災対策の強化

- 地方公共団体と連携する地域の住宅生産事業者等が災害時に備えて事前に行うモデル的取組を支援
- 密集市街地の整備改善支援
- 防災拠点のレジリエンス向上支援の強化
- 災害リスクの高いエリア等における新築支援抑制

#### 3. 被災地における恒久的な住まいの確保

- 自治体による災害公営住宅の整備等への支援 ★

## 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

新規

令和7年度当初予算案：  
住宅・建築物防災力緊急促進事業(110億円)の内数

地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援する事業を創設する。

### 現状・課題

- 今後30年以内に南海トラフ地震や首都直下地震の発生が高確率で想定される中、災害発生時の被災者の住まいの確保において中心的な役割を果たす中小工務店等の持続可能性の確保が不可欠
- また、地域に根づいた中小工務店等における担い手不足が懸念されるなど、今後、地域における安定的な住宅供給・維持管理が困難となる可能性



令和6年能登半島地震で整備された木造応急仮設住宅

### 事業イメージ

以下の取組により、地方公共団体との災害協定等の内容充実化及び防災性向上マニュアルの整備を通じた木造応急仮設住宅等の早期の供給促進を図る。

大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資する先導性の高い取組への支援



### 将来ビジョン

- 官民の連携体制構築により、住まいの確保に係る防災性向上等に取り組む地域の担い手の確保を促進
- 防災性向上に資するモデル的取組の全国展開等により、大規模災害発生時における初動対応を迅速化

## 3. 住宅・建築物における脱炭素対策等

令和6年度補正予算のみで措置：●  
令和6年度補正予算、令和7年度当初予算で措置：★

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物分野の脱炭素化を促進するため、省エネ対策に加え、建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた取組を推進する。

### 背景

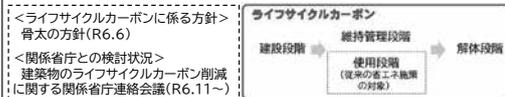
#### 2050年カーボンニュートラルに向けたストック全体の省エネ性能の引上げ

- 住宅・建築物のエネルギー消費(全エネルギー消費の約4割)
- 新築時の対策強化の必要性(ZEH・ZEB水準の省エネ性能)
- 既存ストックの低い省エネ性能(現行基準適合ストックは18%)

<省エネ化の予定・目標>  
2025 : 省エネ基準適合の義務づけ  
2030 : ZEH・ZEB水準の省エネ性能適合を義務づけ  
2050 : ストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能を目指す  
<エネルギー基本計画>  
今年度中に見直し予定(GX2040ビジョンも併せて作成)

#### 住宅・建築物分野におけるさらなるCO<sub>2</sub>削減

- 住宅・建築物分野の脱炭素化を促進するため、使用時だけでなく、建設から解体までのライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>の排出削減が必要 ※ ライフサイクルカーボン
- BIMを活用した効率的なライフサイクルカーボンの算定や、建材・設備のCO<sub>2</sub>原単位DBの構築が不可欠



### 主要事項

#### 1. 省エネ性能向上の促進

- 住宅・建築物の省エネ性能の引上げ
  - ・「子育てグリーン住宅支援事業」の創設等 ★
  - ①「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅(GX志向型住宅)」の新築への支援
  - ②子育て世帯等を対象とする長期優良住宅やZEH水準住宅の新築への支援
  - ③既存住宅の省エネリフォーム等への支援
- ・公営住宅・UR賃貸住宅の省エネリフォームへの支援
- ・既存建築物の省エネリフォームへの支援

#### 2. ライフサイクルカーボン算定・評価の推進

- 建築GX・DX推進事業の創設 ★
- ・BIMと連携したライフサイクルカーボンの算定・評価(LCA)等への支援
- ※ LCA=ライフサイクルアセスメント  
(ライフサイクル全体の環境負荷を定量的に評価すること)

#### 3. 木材利用の促進

- 木造建築物等の規制合理化に向けた基準整備
- 優良な中大規模木造建築物の整備等への支援

## 優良木造建築物等整備推進事業

継続

令和7年度当初予算：  
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(373.40億円)の内数

通省

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

### ● 補助対象事業者

民間事業者等

### ● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、補助率及び補助限度額を引き上げ

### ● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
  - ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
  - ③ 不特定多数の利用又は特定多数者の利用に供する用途であること
  - ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
  - ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
  - ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等
- ※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所  
【出典】熊谷組HP

## 都市木造建築物設計支援事業

継続

令和7年度当初予算：  
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(373.40億円)の内数

低層住宅やS造・RC造に加えて、非住宅や中高層の木造建築物（中大規模木造建築物）に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計者を育成する取組を支援

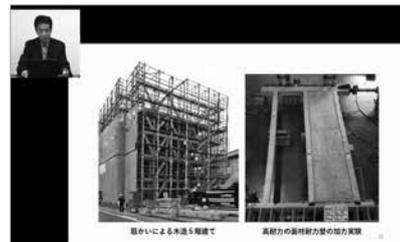
### 中大規模木造建築物の設計者向け講習会

意匠設計者及び構造設計者向けに、優良木造建築物等整備推進事業の補助事例紹介や中大規模木造建築物の設計に関するテキストを用いた講習会をWEBや対面形式等により、全国規模で実施することで、知識・技術を習得する機会を幅広く提供予定。

### 講習会の案内

<p><b>2024.11～2025.2</b></p> <p><b>木でつくる 中大規模建築の設計入門</b></p> <p>【受講対象】 建築士(1級)・建築士(2級)・建築士(3級)・建築士(4級)・建築士(5級)・建築士(6級)・建築士(7級)・建築士(8級)・建築士(9級)・建築士(10級)</p> <p>【受講料】 受講料(税込) 11,000円(税込)</p> <p>【申込期間】 2024.11.15～2025.2.15</p> <p>【申込方法】 講習会事務局までお申し込みください。</p> <p>【お問い合わせ先】 講習会事務局</p>	<p><b>2024.11～2025.2</b></p> <p><b>木造軸組工法 中大規模建築物の構造設計講習</b></p> <p>【受講対象】 建築士(1級)・建築士(2級)・建築士(3級)・建築士(4級)・建築士(5級)・建築士(6級)・建築士(7級)・建築士(8級)・建築士(9級)・建築士(10級)</p> <p>【受講料】 受講料(税込) 11,000円(税込)</p> <p>【申込期間】 2024.11.15～2025.2.15</p> <p>【申込方法】 講習会事務局までお申し込みください。</p> <p>【お問い合わせ先】 講習会事務局</p>
--	--

### WEB講習の画面



### 令和6年度受講者実績

意匠講習会：受講者295人/申込者721人  
構造設計講習会：受講者181人/申込者198人

# 住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築・リフォーム)

令和6年度補正予算・令和7年度当初予算  
 ・先進的窓ノボ2025事業(環境省) 1,350億円  
 ・給湯省エネ2025事業(経済産業省) 580億円  
 ・賃貸集合給湯省エネ2025事業(経済産業省) 50億円  
 ・子育てグリーン住宅支援事業(国土交通省・環境省) 2,500億円

## 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する措置や高効率給湯器の導入など、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を強化することが必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、3省の連携により、「省エネ住宅の新築を支援する補助制度」、「既存住宅の省エネリフォームを支援する補助制度」のそれぞれについて、各事業を組み合わせることで(併用)を可能とする。

## 対象

### 省エネ住宅の新築における3省連携

対象世帯	対象住宅	補助額	蓄電池を設置する場合の補助事業	補助概要	補助率
すべての世帯	GX志向型住宅	160万円/戸	+ DR※に対応したリソース導入拡大支援事業(仮)	DRに活用可能な家庭用蓄電システムの導入を支援	1/3以内
子育て世帯等※	長期優良住宅	最大100万円/戸			
	ZEH水準住宅	最大60万円/戸			

※「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが59歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

※ ディマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。

### 既存住宅の省エネリフォームにおける3省連携

○以下の各事業を組み合わせる場合には、ワンストップ一括申請を可能とする。

工事内容	補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置 先進的窓ノボ2025事業	高性能の断熱窓 最大200万円/戸
	2) 給湯器 高効率給湯器の設置 給湯省エネ2025事業 既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ2025事業	高効率給湯器 最大20万円/台
		エコジョーズ/エコフィール 最大10万円/台
②その他のリフォーム工事※ 子育てグリーン住宅支援事業	既存住宅の省エネ改修 住宅の子育て対応改修など	最大60万円/戸

※ 省エネ改修とあわせて行うリフォーム工事に限る。

# 子育てグリーン住宅支援事業の概要

令和7年度当初予算額: 250億円  
 令和6年度補正予算額: 2,250億円 ※GX経済移行債を含む。

## 1 制度の目的

○2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

## 2 補助対象

経済政策関連議定書(令和6年11月22日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

### 住宅※2,3の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額
すべての世帯	GX志向型住宅※4	160万円/戸
子育て世帯等※1	長期優良住宅※4,5,6	建替前住宅等の除却を行う場合※7 100万円/戸 上記以外の場合 80万円/戸
	ZEH水準住宅※4,6	建替前住宅等の除却を行う場合※7 60万円/戸 上記以外の場合 40万円/戸

各対象住宅の要件		GX志向型住宅	長期優良住宅・ZEH水準住宅
断熱性能※8		等級6以上	等級5以上
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く	35%以上	20%以上
HEMSの設置	再エネを含む	原則100%以上※9	

※1:「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが59歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」  
 ※2:対象となる世帯の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。  
 ※3:以下の住宅は、原則対象外とする。  
 ①「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅  
 ②「災害危険区域(国・都道府県指定危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)」に立地する住宅  
 ③「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害リスクゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水想定区域等)内」で建設されたものうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡以上の開発によるもので、市町村長の動向に合わせた旨の公表に係る住宅  
 ④「市街地調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域」に該当する区域に立地する住宅  
 ※4:「GX志向型住宅」は建設省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。  
 ※5:長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。  
 ※6:賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。  
 ※7:住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除く場合。  
 ※8:結露防止に係る基準は含まない。  
 ※9:戸建住宅・共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。  
 (戸建住宅(立地))

右記以外の地域		寒冷地又は低日射地域	都市部狭小地等又は多量地域	【共同住宅(階数)】		
100%以上	75%以上	要件なし		1~3	4~5	6以上
				75%以上	50%以上	要件なし

※10:他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)

### 既存住宅※12のリフォーム※13

メニュー	補助要件	補助額※14
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限:60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限:40万円/戸

補助対象工事	補助概要
必須工事※15	①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置
附帯工事※16	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※12:賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。  
 ※13:「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)【以下「連携事業」という。】とのワンストップ制度を実施し、併せて実施することが可能。  
 ※14:補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を算出した額。  
 ※15:①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。  
 ※16:補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限り、なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

### 分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特別

【分譲住宅における事前登録の方法】  
 ・住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。  
 ・登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限(共同住宅の場合)の範囲内で行う。  
 ・登録戸数を超える住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能(共同住宅の場合)。

【賃貸住宅を対象とした追加ルール(長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る)】  
 ・申請ができる戸数の上限は、※2及び※7に該当する戸数の50%とする。  
 ・新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)  
 ・「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。

## 〈林野庁〉

## 令和 7 年度 税制改正予定事項（林野関係）

- 1 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）を 2 年延長する。（不動産取得税）
- 2 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3 年間、1/2）を 2 年延長する。（固定資産税）
- 3 共同で事業を行うための合併又は分割型分割であって、一定の組合（農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等を含む）のみが当事者となるものに係る適格要件について、その合併又は分割型分割については、事業規模比 5 倍以内要件及び特定役員引継要件を除外する。（法人税）
- 4 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。（相続税・贈与税、不動産取得税）
- 5 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を 1000 分の 2（現行：1000 分の 1.5）に引き上げた上、その適用期限を 3 年延長する。（登録免許税）
- 6 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、売上高 100 億円超を目指す中小企業者等に対する上乗せ措置の追加等の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税） 【経産省等 4 省共管】
- 7 中小企業投資促進税制について、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税） 【経産省等 4 省共管】
- 8 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置の適用期限を令和 7 年 8 月 31 日まで延長する。（印紙税） 【財務省等 5 省庁共管】
- 9 農業協同組合等の合併に係る課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。（法人税） ※3 の措置をもって本則化

# 〈国土交通省住宅局〉

## 令和7年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(1/2) 住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。

控除率：0.7%		1年間の控除額 ＝借入金額×0.7% ※限度額あり		＜入居年＞			
		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年		
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯等※：5,000万円	今回改正内容 4,500万円 子育て世帯等※：5,000万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯等※：4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※：4,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯等※：4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※：4,000万円	
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅			3,000万円		
		その他の住宅			2,000万円		
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
		既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円				今回改正内容	
床面積要件		50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))				今回改正内容 50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件：1,000万円))	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

## 令和7年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(2/2)

### 既存住宅の子育て対応リフォームに係る特例措置の延長(所得税)

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、既存住宅の子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置について、令和7年も引き続き実施する。

#### 施策の背景

##### 〇こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

➢ 子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

##### 〇こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)

➢ 子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

##### 〇令和6年度税制改正大綱(令和5年12月14日 自由民主党・公明党)

(1) 子育て支援に関する政策税制

…以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

- ① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充(略)
- ② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

#### 要望の結果

##### 特例措置の内容

子育て世帯・若者夫婦世帯※<sup>1</sup>が、子育てに対応した住宅へのリフォーム※<sup>2</sup>を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等※<sup>3</sup>を所得税から控除。

※<sup>1</sup>：「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

※<sup>2</sup>：①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・界床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)

※<sup>3</sup>：対象工事の限度額は250万円(最大控除額は25万円)。対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除。

#### 結果

現行の措置を1年間(令和7年1月1日～12月31日)延長する。

##### 子育てに対応した住宅への主なリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



対面式キッチンへの交換



防犯対策が講じられた玄関ドアへの取り替え



収納設備の増設



防音性の高い床への交換



可動式仕切り壁の設置

## 令和7年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)

要望結果	特例措置	税目
延長	<b>買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置</b> : 買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行う場合、以下の通り減額 ・住宅部分: 築年数に応じて、一定額を減額 ・敷地部分: 一定の場合※に、住宅の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額 ※対象住宅が安心R住宅である場合又は既存住宅売買瑕疵保険に加入する場合	不動産取得税
延長	<b>サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</b> ・固定資産税: 2/3を参酌して1/2~5/6の範囲内で条例で定める割合を5年間減額 ・不動産取得税: 住宅について課税標準から1,200万円控除 等	不動産取得税 ・固定資産税
延長	<b>長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置</b> : 一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、建物部分の固定資産税額を減額(1/6~1/2の範囲内(参酌基準:1/3)で市町村の条例で定める)	固定資産税
創設・拡充	<b>老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置</b> : 老朽化マンション等における区分所有関係の解消・再生のための仕組みに係る税制上の特例措置を創設・拡充	法人税 ・消費税等
延長	<b>防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置</b> : 密集法に基づく防災街区整備事業に伴い従前権利者に与えられる防災施設建築物の一部(権利床、建物部分)に係る固定資産税額を、新築後5年間1/3~2/3減額	固定資産税
延長	<b>被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置</b> : 地方税法本則において措置されている①・②の措置(災害一般則)の適用期限について、特定の災害に限り延長するもの ①住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地に対し、固定資産税等に係る住宅用地特例を適用 ②震災等の事由により滅失・損壊した家屋の所有者が取得した代替家屋に係る固定資産税等を減額	固定資産税 ・都市計画税

### 活動関連資料

#### 1. 予算等の要望

##### 令和 7 年度予算に関する要望書

国におかれましては、引き続き円安、長引く物価高騰による実質的な可処分所得の縮小などに直面している現在、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から 30 年ぶりの変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」の二つを「車の両輪」とした「総合経済対策」を策定されました。これにより、経済の好循環に伴う賃上げと所得減税により物価高騰を超える所得の増大、消費活動の拡大を実現することが期待されます。

私ども木材産業は、我が国の人工林資源が長く育成期にあったことから、国産材を活用して事業を展開、強化することが困難となっておりましたが、近年、ようやく、人工林資源もその過半が利用期を迎えてきております。これを機に、ウッドショックで顕在化した輸入木材の供給不安、経済安全保障に対応すべく、賃上げ、働き方改革による物流費用の上昇を受け止めつつ、国産材の供給力強化に取り組んでおります。

しかしながら、住宅価格の高騰による新設住宅着工戸数の停滞・減少が続いており、令和 5 年度は 80.0 万戸（前年度比 7.0%減）で、リーマンショック時の 77.5 万戸以来の低水準になりました。特に、国産材が使われる割合が大きい持家住宅は過去最低水準の 22.0 万戸（前年度比 11.5%減）で、その減少が著しい状況となっております。これに伴って、木材の需要も落ち込んでおり、令和 5 年の製材品出荷量、合板出荷量は 8,124 千 $\text{m}^3$ （前年比 5.8%減）、2,540 千 $\text{m}^3$ （前年度比 13.0%減）となっています。

このため、供給力強化、在庫強化に取り組んできた木材業界は、今、需要の不足の長期化、それに伴い人件費の増大等を価格転嫁できないでいることなどで、

再び苦境に立っております。この苦境を脱するためには、外国産木材との競合を克服するとともに、木材利用の可能性を広げつつ、需要に応じた国産材の「供給力」を取り戻していくしかありません。私どもは、この課題を乗り越えて、加えて2050年カーボンニュートラルの実現、花粉発生源対策の推進にも貢献していきたいと考えておりますので、令和6年度補正予算の実行、令和7年度の予算の編成にあたりまして、なにとぞ、下記につきまして、国のご支援をお願い申し上げます。

## 記

- 需要を喚起するため、住宅取得減税や住宅ローン減税幅の拡充など住宅着工を促進する措置を講ずるとともに、住宅・非住宅建築やその他の木材需要を拡大する施策を講ずること。
- 外国産木材に対する競争力を強化するため、省人化や効率化、木材製品の品質を向上させる木材加工施設の開発・整備、需要情報に応じて生産・供給を管理するDX技術の導入の支援を拡大すること。  
加工機械の整備に当たって、発注後2年程かかるのが普通となっている現状に応じ、やむを得ない場合、機械の導入が複数年にわたることが可能となるような補助事業の改善を行うこと。
- 木造建築設計・施工、木材産業の担い手の減少やDXの普及に対処するため、人材確保・育成に対する支援を拡大すること。また、人材確保に不可欠な賃金アップを円滑に商品価格に転嫁できるような経営支援を行うとともに、大工等の人材の不足に対応した木造建築資材のパネル化の拡大に向け、その設備導入に支援を行うこと。
- トラック運転手等の残業規制に対応して上昇したコストを速やかに商品価格に転嫁できる施策を講ずること。
- 需要の急激な変化に応じた供給に必要なストック機能の強化のための施設整備に加え、保管料の補填や利子補給など一定程度在庫を確保する対策を講ずること。

- 建築基準法の改正を踏まえた住宅の環境性能、耐震性能の確保や非住宅建築物の普及拡大にとって重要である機械等級区分 J A S 構造材の普及、生産、供給の拡大を促していくため、J A S 認証の対象樹種・材種の整理統合などの J A S 取得促進のための施策や J A S 材の利用拡大に向けた支援を拡大すること。  
中高層・中大規模木造建築物への木材利用拡大のため、耐火性能や防火性能、耐震性能が確保できる木造建築技術や木材製品の研究開発を促進する施策を講ずるとともに、開発技術の普及、製造設備の導入を支援すること。
- 都市の木造化推進法の実施にあたり、都市建築物の内装への木材利用を拡大するための施策を講ずること。
- 今後の花粉症対策の推進に当たり、スギ材の需要拡大に特段の施策を講ずるとともに、花粉の少ない苗木による再造林が確実に実施できる支援策を講ずること。
- 能登半島地震に関して、地域コミュニティの維持、高齢者の居住などに配慮された熊本モデル、石川モデルの木造仮設住宅建設への支援に感謝する。  
このことを契機に、今後の自然災害発生の際の迅速な応急対応、地域の復興に資するため、木造の建設仮設住宅の整備のための建設部材や住宅ユニットの備蓄を促進する対策を講ずること。
- 上記の施策を実施し、木材需要の拡大、供給力の強化を確実にするため、国産木材関連、木造建築関連の予算規模の拡大をお願いいたします。

令和6年5月17日

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則

全国木材協同組合連合会 会長 平方 宏

## 国産材の需要拡大に関する要望書

国におかれましては、引き続き円安、長引く物価高騰による実質的な可処分所得の縮小などに直面している現在、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から30年ぶりの変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」の二つを「車の両輪」とした「総合経済対策」を策定されました。これにより、経済の好循環に伴う賃上げと所得減税により物価高騰を超える所得の増大、消費活動の拡大を実現することが期待されます。

私ども木材産業は、我が国の人工林資源が長く育成期にあったことから、国産材を活用して事業を展開、強化することが困難となっておりましたが、近年、ようやく、人工林資源もその過半が利用期を迎えてきております。これを機に、ウッドショックで顕在化した輸入木材の供給不安、経済安全保障に対応すべく、賃上げ、働き方改革による物流費用の上昇を受け止めつつ、国産材の供給力強化に取り組んでおります。

しかしながら、住宅価格の高騰による新設住宅着工戸数の停滞・減少が続いており、令和5年度は80.0万戸（前年度比7.0%減）で、リーマンショック時の77.5万戸以来の低水準になりました。特に、国産材が使われる割合が大きい持家住宅は過去最低水準の22.0万戸（前年度比11.5%減）で、その減少が著しい状況となっております。これに伴って、木材の需要も落ち込んでおり、令和5年の製材品出荷量、合板出荷量は8,124千 $m^3$ （前年比5.8%減）、2,540千 $m^3$ （前年度比13.0%減）となっています。

このため、供給力強化、在庫強化に取り組んできた木材業界は、今、需要の不足の長期化、それに伴い人件費の増大等を価格転嫁できないでいることなどで、再び苦境に立っております。この苦境を脱するためには、外国産木材との競合を克服するとともに、木材利用の可能性を広げつつ、需要に応じた国産材の「供給力」を取り戻していくしかありません。私どもは、この課題を乗り越えて、加えて2050年カーボンニュートラルの実現、花粉発生源対策の推進にも貢献していきたいと考えておりますので、令和7年度の予算の編成にあたりまして、な

にとぞ、下記につきまして、国のご支援をお願い申し上げます。

## 記

○住宅取得減税や住宅ローン減税幅の拡充など住宅着工を促進する措置を講ずるとともに、住宅・非住宅建築やその他の木材需要を拡大する施策を講ずること。

○非住宅建築の木造化を普及していくため、木造に積極的に取り組む設計者・施工者の育成確保に対する支援を拡大すること。

○外国産木材に対する競争力を強化し、国産木材のシェアを拡大するため、省人化や効率化、木材製品の品質を向上させる木材加工施設の開発・整備、需要情報に応じて生産・供給を管理するDX技術の導入に対する支援を拡大すること。

○建築基準法の改正を踏まえた住宅の環境性能、耐震性能の確保や非住宅木造建築物の普及拡大にとって重要である機械等級区分JAS構造材の普及、生産、供給の拡大を図るため、JAS材の利用拡大に向けた支援を拡大すること。

○中高層・中大規模建築物への木造化・木質化を拡大するため、耐火性能や防火性能、耐震性能が確保できる木造建築技術や木材製品の研究開発を促進する施策を講ずるとともに、開発技術の普及、製造設備の導入を支援すること。

令和6年8月9日

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則

全国木材協同組合連合会 会長 平方 宏

## 令和7年度予算等に関する要望書

国におかれましては、引き続き円安、長引く物価高騰による実質的な可処分所得の縮小などから抜け出せないでいる現在、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から30年ぶりの変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」の二つを「車の両輪」とした「総合経済対策」を策定され、これに従い、政策の実行を進められております。経済の好循環に伴う賃上げと所得減税により物価高騰を超える所得の増大を実現し、そして増大分が貯蓄に回るのではなく、ぜひとも消費活動の拡大に回るよう推進されることを期待しております。

私ども木材産業は、我が国の人工林資源が長く育成期にあったことから、国産材を活用して事業を展開、強化することが困難となっておりましたが、現在、ようやく、人工林資源もその過半が利用期を迎えてきております。これを機に、ウッドショックで顕在化した輸入木材の供給不安、経済安全保障に対応すべく、賃上げ、働き方改革による物流費用の上昇を受け止めつつ、国産材の供給力強化に取り組んでおります。

しかしながら、円安等による住宅価格の高騰で、新設住宅着工戸数の停滞・減少が続いており、令和5年度は80.0万戸（前年度比7.0%減）で、リーマンショック時の77.5万戸以来の低水準になりました。特に、国産材が使われる割合が大きい持家住宅は過去最低水準の22.0万戸（前年度比11.5%減）で、さらに現在まで34か月連続の前年同月比減少が続いています。これに伴って、木材の需要も落ち込んでおり、令和5年の木材の自給率は42.9%と増えたと報告されていますが、製材品出荷量、合板出荷量はそれぞれ8,124千 $m^3$ （前年比5.8%減）、2,540千 $m^3$ （前年度比13.0%減）となっています。現在の需要の減退は著しく、今年に入ってからの出荷量は、製材品は前年を毎月下回り続け、合板も9月までの累計で大幅な減少をみた前年をさらに下回っています。

このため、ウッドショック時以降、供給力強化、在庫強化に取り組んできた木材業界は、今、需要の不足の長期化にあえぎ、人件費、電気代・物流費等のコスト増大等を価格転嫁できないでいることなどで再び苦境に立っております。この苦境を脱するためには、外国産木材との競合を克服するとともに、木材利用の可能性を広げつつ、その需要に応じた国産材の「供給力」を取り戻していくしかありません。私どもは、この課題を乗り越えて、加えて2050年カーボンニュ

ートラルの実現、花粉発生源対策の推進にも貢献していきたいと考えておりますので、令和6年度補正予算、令和7年度予算の編成等にあたりまして、なにとぞ、下記につきまして、国のご支援をお願い申し上げます。

## 記

- 需要を喚起するため、住宅取得減税や住宅ローン減税幅の拡充など住宅着工を促進する措置を講ずるとともに、カーボンニュートラル実現に寄与する住宅・非住宅建築、都市の木造化やその他の木材利用を拡大する施策を講ずること。
- 外国産木材に対する競争力を強化するため、省人化や効率化、木材製品の品質を向上させる木材加工施設の開発・整備、需要情報に応じて生産・供給を管理するDX技術の導入についての支援を拡大すること。  
加工機械の整備に当たって、発注後2年程かかるのが普通となっている現状に応じ、やむを得ない場合、機械の導入が複数年にわたることが可能となるような補助事業の改善をお願いする。
- 木造建築設計・施工、木材産業の担い手の減少やDXの普及に対処するため、担い手の確保・育成に対する支援を拡大するとともに、大工等の人材の不足に対応した木造建築資材のパネル化の拡大に向け、その工場設備導入に支援を行うこと。
- 木材価格は相場で動いており、担い手の給与改善、物流費の増大、電気代等の高騰などによるコストアップを価格に転嫁できない実情にあることを踏まえ、合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す施策を講ずること。
- 需要の急激な変化に応じた供給に必要なストック機能の強化のための施設整備に加え、保管料の補填や利子補給など一定程度在庫を確保する対策を講ずること。
- 建築基準法の改正を踏まえた住宅の環境性能、耐震性能の確保や非住宅建築物の普及拡大にとって重要であるJAS構造材の普及、生産、供給の拡大を促していくため、JAS認証の取得やJAS材の利用拡大に向けた支援を拡大すること。  
中高層・中大規模木造建築物への木材利用拡大のため、耐火性能や防火性

能、耐震性能が確保できる木造建築技術や木材製品の研究開発を促進する施策を講ずるとともに、開発技術の普及、製造設備の導入を支援すること。

- 都市の木造化推進法の実施にあたり、都市建築物の内装への木材利用を拡大するための施策を講ずること。
- 今後の花粉症対策の推進に当たり、スギ材の需要拡大に特段の施策を講ずるとともに、花粉の少ない苗木による再造林が確実に実施できる支援策を講ずること。  
特に再造林については、喫緊の課題であり、素材生産事業者による林地買取・伐採・再造林の実態や林業会社・森林組合等への経営委託を推進することを踏まえ、現行のように立木取得価額に算入し資産に計上するのではなく、支出年度の損金に算入できるように検討すること。
- 近い将来起こると予測されている南海トラフ地震や首都直下型地震、毎年起こっている大規模な豪雨などの災害発生の際の迅速な応急対応、被災地の復興に資するため、木造の建設仮設住宅の整備のための建設部材や住宅ユニット（平時には公共施設として利用する）の備蓄を促進する対策を講ずること。
- 上記の施策を実施し、木材需要の拡大、供給力の強化を確実にするため、国産木材関連、木造建築関連の予算規模の拡大をお願いいたします。

令和6年11月22日

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 菅野 康則

全国木材協同組合連合会 会長 平方 宏

## 令和8年度予算等に関する要望書

国におかれましては、引き続き円安、長引く物価高騰による実質的な可処分所得の縮小などから抜け出せないでいる現在、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から30年ぶりの変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」の二つを「車の両輪」とした「総合経済対策」を策定され、これに従い、政策の実行を進められております。経済の好循環に伴う賃上げと所得減税により物価高騰を超える所得の増大を実現し、そして増大分が貯蓄に回るのではなく、ぜひとも消費活動の拡大に回るよう推進されることを期待しております。

私ども木材産業は、我が国の人工林資源が長く育成期にあったことから、国産材を活用して事業を展開、強化することが困難となっておりましたが、現在、ようやく、人工林資源もその過半が利用期を迎えてきております。これを機に、ウッドショックで顕在化した輸入木材の供給不安、経済安全保障に対応すべく、賃上げ、働き方改革による物流費用の上昇を受け止めつつ、国産材の供給力強化に取り組んでおります。

しかしながら、円安等による住宅価格の高騰で、新設住宅着工戸数の停滞・減少が続いており、令和5年は82.0万戸（前年比4.6%減）、さらに令和6年は79.2万戸（前年比3.4%減）と80万戸を割り、暦年では、リーマンショック後の2009年の78.8万戸以来の低水準になりました。これに伴い、製材品出荷量、合板出荷量はそれぞれ7,400千 $m^3$ （前年比8.7%減）、2,540千 $m^3$ （前年比1.4%減）となっています。このところの木材需要の減退は著しく、コロナ禍前の2019年と比較すると、出荷量は製材で19%減、合板で26%減となっています。

このため、ウッドショック時以降、供給力強化、在庫強化に取り組んできた木材業界は、今、需要の不足の長期化にあえぎ、人件費、電気代・物流費等のコスト増大等を価格転嫁できないでいることなどで再び苦境に立っております。この苦境を脱するためには、外国産木材との競合を克服するとともに、木材利用の可能性を広げつつ、その需要に応じた国産材の「供給力」を備えていくしかありません。私どもは、この課題を乗り越えて、加えて2050年カーボンニュートラルの実現、花粉発生源対策の推進にも貢献していきたいと考えておりますので、令和7年度の施策の実施、令和8年度予算の編成等にあたりまして、なにとぞ、下記につきまして、国のご支援、ご配慮をお願い申し上げます。

## 記

- 木材需要を喚起するため、住宅取得減税や住宅ローン減税幅の拡充など住宅着工を促進する措置を講ずること。  
また、カーボンニュートラル実現に寄与する都市の木造化などの木材利用、住宅・非住宅建築における窓枠や内装・建具・家具などへの木材利用、木材輸出などを拡大するための施策を強化すること。
- 外国産木材に対する競争力を強化するため、省人化や効率化、木材製品の品質を向上させる木材加工施設の開発・整備、需要情報に応じて生産・供給を管理するDX技術の導入、これらの担い手の確保・育成についての支援を拡大すること。
- 木材価格は需給に基づく相場で上下しており、需要不足の現在、担い手の給与改善、物流費の増大、電気代等の高騰などによるコストアップを価格に転嫁できない実情にあることを踏まえ、合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す施策を講ずること。
- 需要の急激な変化に応じた供給に必要なストック機能の強化のための施設整備に加え、保管料の補填や利子補給など一定程度在庫を確保する対策を講ずること。
- 建築基準法等の改正を踏まえた住宅の環境性能、耐震性能の確保や非住宅建築物の普及拡大にとって重要であるJAS構造材の普及、生産、供給の拡大を促していくため、JAS認証の取得やJAS材の利用拡大に向けた支援を拡大すること。  
中高層・中大規模木造建築物への木材利用拡大のため、耐火性能や防火性能、耐震性能が確保できる木造建築技術や木材製品の研究開発を促進する施策を講ずるとともに、開発技術の普及、製造設備の導入を支援すること。
- 花粉症対策の推進に当たりスギ材の需要拡大に特段の施策を講ずるとともに、花粉の少ない苗木の再造林が確実に実施できる支援策を講ずること。  
特に再造林については木材利用推進にあたって喫緊の課題となっており、素材生産事業者による林地買取・伐採・再造林の実態や林業会社・森林組合等への経営委託を推進することを踏まえ、現行のように再造林費用を立木取得価額に算入し資産に計上するのではなく、支出年度の損金に算入できるように検討すること。

- 上記の施策を実施し、木材需要の拡大、供給力の強化を確実にするため、国産木材関連、木造建築関連の予算規模の拡大をお願いいたします。

令和7年3月14日

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野康則

全国木材協同組合連合会 会長 平方 宏

## 2. 森林を活かす都市の木造化推進協議会の活動

1 我が国の森林資源は利用期に達しており、森林の健全性の維持及び地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の観点から、その活用は国家的な課題となっている。

そのような中、自由民主党の国会議員による「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」が結成（2019年4月）され、森林・林業・木材産業界、建設業界等においても、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を設立（同年5月）し、「議員連盟」と連携して都市の木造化の実現に取り組んで来た。

その結果、令和3年6月に「公共建築物等木材利用促進法」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等の木材の利用の促進に関する法律」（都市（まち）の木造化推進法）が新たに制定され、10月に施行されたところである。

令和6年3月には、「森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書」を議連に提出し、木造化のための予算の確保、制度の見直し等について要望しており、令和7年度予算に一部が反映されている。また、木造建築物の耐久性に係る評価の仕組み及びJASの基準合理化について整理された。（別添資料）

令和6年度の活動実績は以下のとおりである。

なお、協議会会員は、団体、企業、地方公共団体、学識経験者など計139名となっている。（令和7年3月末現在）

### 2 令和6年度における活動報告

#### (1) 議連総会（5月29日：自民党本部）

佐々木俊一国土交通省住宅局審議官、石田良行林野庁木材産業課長、渡辺剛英消防庁予防課長から、「耐用年数」、「JAS規格の基準合理化」に関する取組状況（中間報告）等についての説明が行われた。続いて石田林野庁課長、杉井威夫環境省脱炭素ビジネス推進室長から、「建築物への木材利用に関する評価手法等について」の説明が行われた後、関連する取組として、（一社）レジリエンスジャパン推進協議会の金谷年展常務理事、吉田康則アクティブアドバイザー及び（株）日本政策投資銀行の高澤利康常務執行役員、光永信也アセットファイナンス部長から説明が行われた。

#### (2) 議連総会（令和7年2月6日：自民党本部）

役員選任が行われ、新体制となった。〔会長：金子恭之議員（衆）、幹事長：宮下一郎議員（衆）、事務局長：鈴木憲和議員（衆）、事務局次長：田野瀬太道議員（衆）、滝波弘文議員（参）〕

「令和7年度都市木造化予算要求の状況について」、林野庁、国土交通省、総務省、文部科学省、経済産業省、及び環境省からの説明が行われた。次に宿本尚吾国土交通省審議官から「耐用年数」（木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライ

ン)について、福田淳林野庁木材産業課長から「J A Sの基準合理化」について、さらに難波良多林野庁木材利用課長から、「令和6年度木材利用促進月間(10月)の取組について」の説明が行われた。

(3) 議連視察に同行(3月10日:埼玉県)

- ① (株)奥村組 社員寮:8階建て耐火建築物。荒川の浸水想定区域にあるため、1・2階をRC造、3~8階が木造の混構造。
- ② (株)AQ Group 本社屋:8階建て耐火建築物。地域のゼネコンでも施工可能な純木造の普及型モデルを目指す。

視察には、6名の国会議員が参加した。

視察の企画・運営に携わるとともに、視察に同行した。

(4) 議連総会(3月24日:自民党本部)

金子恭之会長から「奥村組社員寮・AQ Group 本社屋」の視察報告を兼ねた挨拶に続いて、難波良多林野庁木材利用課長から、「都市の木造化推進法に基づく施策の実施状況等について」、宿本尚吾国土交通省審議官から「木造建築物の普及に向けた取組」について説明が行われた。

次に本郷浩二協議会事務局長から、「森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書」についての説明が行われた。

### 3 広報活動

(1) カレンダーの配布

木材利用優良施設コンクールの受賞施設(内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会長賞、審査委員会特別賞)を掲載したカレンダー(2025年版)を作成。国会議員、協議会会員、関係団体、来会者等に配布し、木造施設のPR及び入会促進に努めた。

(2) 協議会ホームページに会員PRコーナーを設置

会員が実施している木材利用促進等の取組について、協議会のホームページのPRコーナーに掲載し、関係業界だけでなく広く木材利用に関心の高い消費者に木材利用のメリットや地球温暖化、国土強靱化及び地方創生などの面で大きく貢献することをPRし、一層の木材利用につなげていくこととした。

また、全国木材組合連合会が運用するSNS(Facebook/X)の「木材で街づくり」にも掲載し、一層の拡散・普及を目指している。

# 木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン

令和6年12月 ガイドライン公表  
令和7年1月 評価機関の募集を開始  
令和7年4月 評価申請受付を開始予定

木造建築物の耐久性に係る第三者評価の枠組みを構築



## 目的

## 設計・施工

- 木造の**非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準や枠組みを示す**ことで、**第三者評価**をしやすいとする。
- 建築事業者や建築主と金融、会計、投資分野とが相互に連携しながら本ガイドラインに基づく取組を促進する。
- 資産価値の可視化を通じた木造建築物の普及と市場価値の向上に寄与**する。

## 評価対象

### 新築の木造の**非住宅**建築物

※木造住宅（共同住宅を含む）については、住宅性能表示制度により評価

## 評価の方法

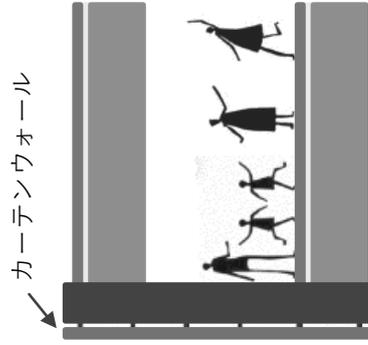
平面図や断面図、仕様書（仕上げ表）等の**設計図書**に必要な事項を明示し、その内容を**登録住宅性能評価機関が審査**する。

## 評価の基準

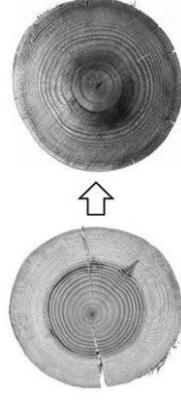
※住宅性能評価の基準を参考にしている

下記イ～ハについて、それぞれ必要な措置が講じられていること。

- イ 構造躯体の内部への**雨水の浸入の防止** 等 **カーテンウォール**等による雨水の遮断 等 **外壁の通気層**による雨水の速やかな排出 等



- ハ 雨水が浸入し**滞留**した場合の構造躯体の**防霉処理**等  
薬剤処理による腐朽等の防止 等



浸入した雨水、湿気等の水分排出の仕組み※1

薬剤を加圧注入した木材※2

※1 国土技術政策総合研究所資料第975号 第XIII章木造住宅外皮の換気・通気計画ガイドライン

※2 木net〜木と森の情報館へ、一般財団法人日本木材総合情報センター

# JASの基準合理化

令和7年2月6日

林野庁

## 1. JAS製材の現状

- 戸建て住宅等の小規模建築物は、これまで構造計算が不要であったため、構造用製材のJAS格付率は3割程度。
- 令和7年4月の改正建築基準法の施行に伴い、小規模建築物における構造計算の対象が拡大。品質・性能の明確な製品へのニーズが高まることが想定。
- 令和6年度に、関係者からの要望を踏まえて、製材JASの見直しを実施。令和7年1月末に告示を改正、7月末の施行を予定。

### ■国内生産製材のJAS格付率(令和5年度)

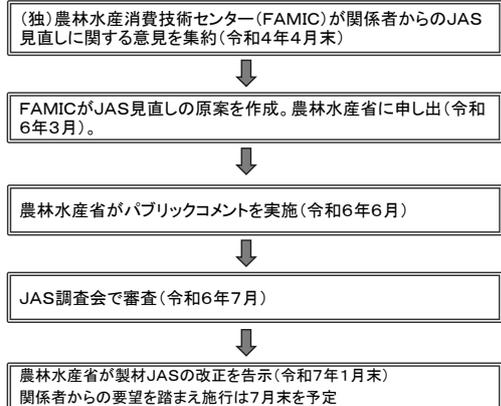
区分	生産量 (万m <sup>3</sup> )	格付量 (万m <sup>3</sup> )	JAS格付率
製材	796	98	12%
うち構造用製材	245	62	25%

資料：生産量は農林水産省「木材統計(令和5年)速報値」  
格付量は農林水産省「業務資料(令和5年度実績)速報値」  
注：統計データの集計期間は異なる(生産量は暦年、格付量は年度)

### (参考)機械等級区分構造用製材の印字例



### ■JASの見直し手続き



1

## 2. 製材JASの改正

- ・今回の改正では、①目視等級区分の検査方法の追加、②寸法許容差の合理化、③曲げヤング係数(強度)の基準の変更などを実施。
- ・①目視等級区分における材面の欠点(節、丸身等)の測定方法に、目視に加えて、カメラ撮影等を追加。
- ・②含水率20%以下の構造用製材について、木口におけるマイナス寸法を許容。
- ・③曲げヤング係数について、上限値と下限値による管理から、平均値と下限値による管理に改正。
- ・その他、所要の改正を実施(標準寸法表の簡素化、機械等級区分における未仕上げ材区分の廃止、木材保存処理の試験方法の追加)。

### ①目視等級区分の検査方法の追加

目視等級区分構造用製材の測定方法に、「カメラ撮影」「レーザー照射等」を追加。

材面測定機器のカメラ撮影による測定が可能に。



カメラ視認等による材面測定機器の例

### ②寸法許容差の合理化

含水率20%以下の構造用製材について、木口の寸法許容差の下限を「-0mm」から「-0.1mm」に見直し。(※上限は1.5mm又は2.0mm)

自然乾燥により収縮しても、格付が可能に。

### ③曲げヤング係数の基準の変更

上限値と下限値による管理から、平均値と下限値による管理に見直し。

検査のサンプルに、より強度が高い製材が含まれていても、格付が可能に。

		曲げヤング係数 (GPa)				
		5.0	6.0	7.0	8.0	9.0
		下限 5.9以上			上限 7.8未満	
現行		不合格	合格 (E70)	合格 (E70)	不合格	不合格
改正後		不合格	合格 (E70)	合格 (E70)	合格 (E70)	合格 (E70)
		下限 6.0以上 平均7.0以上				

2

## 3. 製材JASの運用見直し

- ・製材工場の負担を軽減するため、登録認証機関と連携して、①非破壊検査による含水率試験方法の実用化や、②中小工場の連携による認証取得の導入等、製材JASの運用見直しを検討中。

### ① 非破壊検査による含水率試験の実用化

#### 現状

JAS格付時の含水率の検査では、製品から試験片を切り出して、一晩以上乾燥させ重量差を測定する「破壊検査」が必須。

#### 課題

製品を破壊して検査するため、試験片作成のコストが大きく(特に大断面製品)、検査に時間がかかる。



マイクロ波含水率計の例

#### 対応

マイクロ波含水率計による「非破壊検査」の導入により、含水率を瞬時に測定することが可能に。

### ② 中小工場の連携による認証取得の導入

#### 現状

JAS認証は、製材工場単位で取得。

#### 課題

中小工場は、人員配置等の制約により、単独で品質管理体制を整備することが困難。認証の取得・維持にかかるコストも重い負担。

#### 対応

複数の中小工場が連携して、製造工程の分担により一つの製品を製造する場合も、JAS認証を取得可能に。

3

## 4. JAS製材供給体制の構築

- 令和6年度補正予算で、JAS製材供給体制の構築に向けた支援を強化（施設整備、測定機器導入・人材育成等）。
- パンフレット「製材のJAS認証取得のすすめ」を新たに作成（7千部）。製材工場等に対して、JAS認証取得に向けた働きかけを展開。

### JAS構造用製材に特化した施設整備への支援

- これまで、施設整備支援では、地域材の供給量増加を要件としていたことから、グレーディングマシン等のみの導入は支援対象外。
- 令和6年度補正では、JAS構造用製材の供給力強化を目的として、グレーディングマシン、含水率計等のみを整備する場合も支援対象に追加。

（※JAS構造用製材の出荷量2割以上増加（又は格付率3割以上）の目標を設定。）

### JAS構造材の供給体制の整備への支援

- 地域木材団体等によるJAS構造材供給体制の構築に向けた以下の取組を支援。
  - ①測定機器の導入（格付検査に用いるもの）
  - ②JAS構造材の品質管理等に必要な人材の育成（例：技術講習会の開催）
  - ③アドバイザー派遣
  - ④JAS製材工場の連携体制の構築や情報窓口の設置

製材工場の皆様へ

### 製材のJAS認証取得のすすめ

木材を取り巻く環境の変化に対応して、  
JAS認証を取得しませんか？

**1. 建築物で木材の品質の増認を受ける範囲が拡大します！**

令和7年4月1日から改正建築基準法が施行され、構造計算（※）が必要となる建築物の範囲が拡大（延べ面積300㎡超）され、建築確認申請における構造用材の履歴が必須となる建築物の範囲が拡大（延べ面積200㎡以下の平屋以外全て）されます。 ※延べ面積300㎡未満の建築物は、改正建築基準法の適用外となります。

令和7年4月以降

構造計算 (構造力の設計)	旧建築基準法	改正建築基準法
必要	延べ面積300㎡超	延べ面積200㎡超(平屋以外全て)
不要	延べ面積300㎡以下	延べ面積200㎡以下(平屋以外全て)

① 構造計算が必要な範囲が拡大します（「C」部）。JAS社は無条件に延べ面積の高い強度で計算できます。

② 建築確認申請で、木材の強度の増認が必要となる範囲が拡大します（「B」部ではありません）。JAS社は品質・性能を証明できます（「C」部）。

③ 仕様規定が改正され、JAS材で対応は、最小の公差が小さくなることとなります（「C」部）。

**2. 図が該当する木造建築物ではJAS材の使用が原則です！**

図が該当する建設のうち、国土交通省管掌建設及び地方公共団体の管掌建設に発生する木造建築物では、「木造計画・設計基準」により、構造耐力上主要な部分に用いる木材は、「原則として、JASに適合するもの」とすることが定められています。また、「木造計画・設計基準」は、各省庁や地方公共団体へ広く情報提供されています。

**3. JAS製材の規格が見直され、生産しやすくなります！**（令和7年度予算）

- SD20の製材について、水口がマイナスの公差許容値(0.1mm)が認められ、高品質木材の生産が実現しやすくなります。
- 含水率規格について、マシンの誤差等設計の使用による公差値の許容方法が明確されます。
- 樹幹径区分の横径ヤング係数において、これまでの下階層と上階層での管理から、下階層と平均値での管理となるため、強度の高いものが採れやすくなり、製材が容易になります。

林野庁

自由民主党

もり まち  
森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

会長 金子 恭之 殿

会員 先生 各位

もり まち  
森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書

我が国の人工林は今まさに利用期を迎え、この資源を活かし、木材の持続的な活用を通じて森林を保全し活力を維持していくことが地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等にとって極めて重要な課題となっています。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定を契機に耐火建築部材等の技術革新が進み、中高層建築物等の木造化の可能性が大きく広がり、SDGs、ESG投資、2050年カーボンニュートラル等の流れもあって、大都市圏を中心に民間の中高層建築物の木造化・木質化も着実に進み始めているところです。

先生方のご尽力により、令和3年に制定された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、民間建築物にまで木造化、木材利用の推進の対策が拡がるとともに、木材利用促進本部の設置により国を挙げての取組が行われております。事業者等との建築物木材利用促進協定の締結については国と地方公共団体を合わせて180件に達し、さらに増加する見込みです。また、木造マンションが建築中のものも含め100棟を超えたという報道もありました。

木材は、製造時の二酸化炭素排出量が極めて少なく、かつ高い断熱性能で省エネルギー化に貢献するものであるとともに、木造建築物として使用されている間は森林が吸収した二酸化炭素を再び大気に放出することなく炭素を貯蔵するなど、脱炭素社会の実現

に確実に貢献でき、しかも再生産が可能な資源です。

森林・林業の持続可能性や木材に関する経済安全保障が求められる中、都市(まち)の木造化を着実に進めていくためには、国産材の安定供給や需要拡大に向けた各種制度の一段の見直し及び再造林等の森林整備から都市における建築物の木材利用に至るまでの多様な施策の創設・実施等が極めて重要と認識しております。

つきましては、下記の事項について要望いたします。

## 記

1. 脱炭素化社会の実現に向けて、都市の木造化を促進するため、現在検討されている「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく算定・報告・公表制度（SHK制度）において建築物における木材の炭素貯蔵量を報告対象とするとともに、木材利用が推進されるよう、その活用策を検討すること。その際に個別所有や分譲等の不動産開発の民間建築物にも適用されるように検討すること。  
また、カーボンニュートラルの達成に向けて、建築主等に対してインセンティブとなるように、木造建築物に関する税制、金融、会計、保険、環境評価などの諸制度の見直しを不断に行うこと。
2. 木造建築物の魅力を更に引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現（あらわ）し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を拡充すること。また、安全性の確認を前提に、内装制限などを含む防火・構造規定等関連する制度の合理化検討を継続し、加速化すること。
3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、林業・木材産業の担い手の確保、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活

動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を引き続き拡充すること。

4. 地方都市等において、地元の建設関連事業者が地域材を使用し、中大規模、中層の木造建築物を作ること推進するため、昨年12月に作られた耐久性評価のガイドラインに準拠した一般利用可能なオープン化された工法の開発や施工・維持管理方法の標準マニュアル等の作成・普及を図ること。さらに関連する製品の開発・普及・製造のための関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。
5. JAS構造材は、中大規模、中高層の木造建築物の建設に不可欠であり、その調達が容易になるよう流通量の飛躍的な増大に向けて関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。  
加えて、4.のガイドラインに準拠した建築物に使われているJAS構造材については、その耐用年数を超える長期間にわたり二酸化炭素貯蔵機能を発揮させるため、解体して建築物の構造部材として再利用する際にあらためてJASに適合するものとして扱える手法について検討すること。
6. 「持続可能な社会づくり」に向けた国際的な潮流を踏まえ、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を推進する施策を講ずること。特に、再生林の確実な実施など持続可能な森林経営を実践する森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするための国民意識の醸成に向けた取組を進めること。加えて、公共建築物等における木材利用に当たっては率先して持続性の確保された木材の利用に努めるよう働きかけを行うこと。

令和7年3月24日

もりを活かす都市の木造化推進協議会  
会長 島田泰助

### 3. 建築物木材利用促進協定(林野庁ホームページの抜粋等)

「建築物木材利用促進協定」制度は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物における木材利用を促進するために創設されました。

建築主等の事業者は、国又は地方公共団体と、建築物における木材の利用に関する構想や建築物における木材利用の促進に関する構想を盛り込んだ協定を締結することができます。

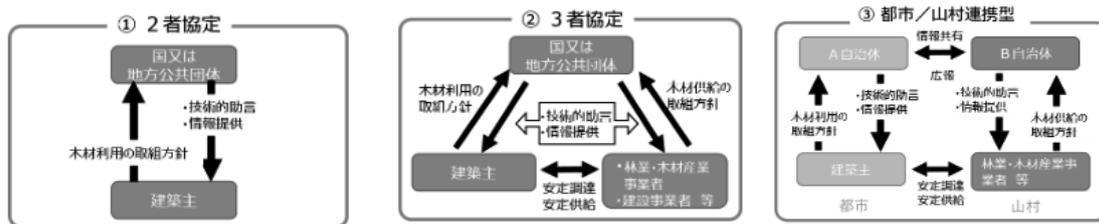
#### ○ 建築物木材利用促進協定とは

建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度です。

川上と川中の事業者が協定に参画することで、地域材の利用促進にもつながります。

令和7年3月15日時点での国又は地方公共協団体との協定締結実績は併せて180件となっており、全木連は令和4年3月9日に農林水産省と「木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定」を締結しましたが、令和7年4月に再度協定を締結し、取組を延長することとしました。

また、全木連及び会員がかわる協定は、30件となっています。(次表を参照)



#### ○ 協定締結のメリット

##### < 建築主となる事業者 >

ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。

- ・木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG 投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- ・国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。(例:一部予算事業における加点等優先的な措置)

##### < 林業・木材産業事業者 >

- ・信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- ・事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- ・林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

##### < 建設事業者 >

- ・信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- ・サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ・ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。

建築物木材利用促進協定：林野庁 ([maff.go.jp](http://maff.go.jp))

## 全木連会員の協定締結実績

○国と事業者の協定件数: 3 件

令和6年12月24日

協定締結者		協定締結日	協定名(協定の内容)	対象区域	協定の有効期間
事業者等	国				
一般社団法人 全国木材組合連合会	農林水産省	令和4年3月9日	木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 330KB)	全国	締結日～令和7年3月末
ナイスグループ	農林水産省	令和5年5月9日	国産材利用の利用拡大に関する建築物 木材利用促進協定(PDF: 352KB)	全国	締結日～令和10年3月末
日本木材防腐工業組合	農林水産省	令和5年6月1日	防腐処理剤の利用拡大による建築物木 材利用促進協定(PDF: 405KB)	全国	締結日～令和11年3月末

○都道府県と事業者等の協定件数: 18 件

令和7年3月11日

協定締結者		協定締結日	協定名	対象区域	協定の有効期間	協定の内容	関連 HP
事業者等	地方公共団体						
ライフデザイン・カバヤ株式会社 一般社団法人岡山県木材組合連合会	岡山県	令和4年5月13日	岡山県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定	岡山県	締結日～令和9年3月末	(PDF: 540KB)	岡山県
一般社団法人山梨県木材協会 身延町教育委員会	山梨県、身延町	令和4年8月17日	安らぎと活力あるひらかれたまち「みぶ」木材利用促進協定	山梨県	締結日～令和9年3月31日	(PDF: 296KB)	山梨県
環境都市実現のための木造化・木質化推進あいち協議会 (愛知県木材組合連合会等)	愛知県	令和4年10月3日	木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定	愛知県	締結日～令和10年3月末	(PDF: 263KB)	愛知県
三井不動産グループ 北海道森林組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会	北海道	令和4年10月31日	建築物木材利用促進協定	北海道	締結日～令和8年3月末	(PDF: 638KB)	北海道
福島県木材協同組合連合会	福島県	令和4年12月26日	福島県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定	福島県	締結日～令和9年3月末	(PDF: 290KB)	福島県
公益財団法人高知県建築士会 一般社団法人高知県木材協会	高知県	令和4年12月28日	木造建築物の設計・施工に係る人材育成及び県産材の普及啓発活動等に関する建築物木材利用促進協定	高知県	締結日～令和7年3月末	(PDF: 428KB)	高知県
一般社団法人鹿児島県木材協会連合会	鹿児島県	令和5年1月17日	建築物等における県産材の利用促進に関する協定	鹿児島県	締結日～令和9年12月末	(PDF: 340KB)	鹿児島県

和歌山県木材協同組合連合会、一般社団法人和歌山県建築士会	和歌山県	令和5年3月15日	和歌山県木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定	和歌山県	締結日～令和9年3月31日	(PDF : 189KB)	<a href="#">和歌山県</a>
一般社団法人愛媛県中小建築業協会、一般社団法人愛媛県木材協会	愛媛県	令和5年3月15日	建築大工等人材育成と地域工務店等による愛媛県産材利用に関する建築物木材利用促進協定	愛媛県	締結日～令和8年3月末	(PDF : 210KB)	<a href="#">愛媛県</a>
大分県森林組合連合会、大分県木材協同組合連合会	大分県	令和5年3月20日	大分県産材の利用促進に関する協定	大分県	締結日～令和10年3月末	(PDF : 367KB)	<a href="#">大分県</a>
一般社団法人埼玉県木材協会	埼玉県	令和5年3月24日	埼玉県産木材の利用に関する建築物木材利用促進協定	埼玉県	締結日～令和9年3月末	(PDF : 355KB)	<a href="#">埼玉県</a>
一般社団法人山形県建築士会、山形県木材産業協同組合	山形県	令和5年3月28日	木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する木材利用促進協定	山形県	締結日～令和7年3月末	(PDF : 287KB)	<a href="#">山形県</a>
一般社団法人熊本県木材協会連合会熊本県森林組合連合会	熊本県	令和5年8月10日	県産材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定	熊本県	締結日～令和9年3月末	(PDF : 736KB)	<a href="#">熊本県</a>
一般社団法人香川県木材協会	香川県	令和5年10月11日	県産木材に関する建築物木材利用促進協定	香川県	締結日～令和11年3月末	(PDF : 434KB)	<a href="#">香川県</a>
大分県森林組合連合会、大分県木材協同組合連合会	大分県	令和5年3月20日	大分県産材の利用促進に関する協定	大分県	締結日～令和10年3月末	(PDF : 326KB)	<a href="#">大分県</a>
公益社団法人広島県建築士会、一般社団法人広島県木材組合連合会	広島県	令和6年4月23日	建築物の木材利用促進に関する協定	広島県	締結日～令和10年3月末	(PDF : 418KB)	<a href="#">広島県</a>
(公社)福岡県建築士会、(一社)福岡県木材組合連合会、福岡県森林組合連合会	福岡県	令和6年5月27日	福岡県産木材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定	福岡県	締結日～令和10年3月末	(PDF : 126KB)	<a href="#">福岡県</a>
岩手県中小建築業協会、岩手県木材産業協同組合	岩手県	令和6年6月17日	岩手県産木材等の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定	岩手県	締結日～令和7年3月末	(PDF : 429KB)	<a href="#">岩手県</a>

○市町村と事業者等の協定件数：9件

令和7年3月11日

協定締結者		協定締結日	協定名	対象区域	協定の有効期間	協定の内容	関連 HP
事業者等	地方公共団体						
株式会社内田洋行 菊池建設株式会社 ナイス株式会社 三井住友信託銀行株 式会社 京都北山丸太生産協 同組合 京北銘木生産協同組 合	京都市(京都府)	令和4年8月23日	建築物における北 山杉の利用促進協定	全国	締結日～令和8年3月末	(PDF : <a href="#">442KB</a> )	<a href="#">京都市</a>
栃木県木材業協同組 合連合会	足利市(栃木県)	令和5年2月16日	足利市内の公 共建 築物等における木材 利用促進協定	足利市	締結日～令和7年3月末	(PDF : <a href="#">306KB</a> )	<a href="#">足利市</a>
栃木県木材業協同組 合連合会	那須烏山市(栃木県)	令和5年3月8日	那須烏山市内 の公 共建築物 等における 木材利用促進協定	那須烏山市	締結日～令和10年3月末	(PDF : <a href="#">298KB</a> )	<a href="#">那須烏山市</a>
学校法人佐野日本大 学学園、栃木県木材 業協同組合連合会	佐野市(栃木県)	令和6年3月12日	建築物木材利用促 進協定	佐野市	締結日～令和8年3月末	(PDF : <a href="#">452KB</a> )	<a href="#">佐野市</a>
栃木県木材業協同組 合連合会	鹿沼市(栃木県)	令和6年3月26日	鹿沼市内の公共建築 物における鹿沼産森 林認証材利用促進に 関する協定	鹿沼市	締結日～令和11年3月末	(PDF : <a href="#">477KB</a> )	<a href="#">鹿沼市</a>
栃木県木材業協同組 合連合会	小山市 (栃木県)	令和6年5月9日	小山市内の公共建築 物等における木材利 用促進協定	小山市	締結日～令和11年3月末	(PDF : <a href="#">451KB</a> )	<a href="#">小山市</a>
栃木県木材業協同組 合連合会、日光木材 業協同組合	日光市 (栃木県)	令和6年10月1日	日光市内の公共建築 物等における「日光の 木」利用促進協定	日光市	締結日～令和11年3月31日	(PDF : <a href="#">455KB</a> )	<a href="#">日光市</a>
栃木県木材業協同組 合連合会	塩谷町 (栃木県)	令和6年10月11日	塩谷町内の公共建築 物等における木材利 用促進協定	塩谷町	締結日～令和11年3月31日	(PDF : <a href="#">456KB</a> )	<a href="#">準備中</a>
一般社団法人埼玉県 木材協会	行田市 (埼玉県)	令和7年2月3日	行田市内の公共建築 物等における木材利 用促進協定	行田市	締結日～令和11年3月31日		<a href="#">行田市</a>

## 木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「甲」という。）、農林水産省（以下「乙」という。）は、木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定を締結する。

### 1. 目的

この協定は、甲及び乙が連携・協力することにより、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

### 2. 建築物木材利用促進構想

#### (1) 構想の内容

甲は、需要者への木材利用拡大の意義など木材利用に関する普及活動、JAS 等品質・性能の確かな木材製品や合法性の確保された木材など安全・安心な木材の供給及び利用の推進、木材産業における安定的な供給体制の構築に向けた取組を行うことにより、都市部をはじめとして建築物への木材利用を促進し、もって「伐って、使って、育てる」森林資源の循環利用の定着に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献する。

#### (2) 構想の達成に向けた取組の内容

- ① 甲は、木材の安定供給体制を構築するため、木材産業の経営安定化、効率的な加工・流通体制の確立等を進めるための制度の普及、労働安全対策等の情報提供・共有等に取り組む。
- ② 甲は、都市部に加え地方における低層非住宅・中層建築物の木造化・木質化を推進するために必要となる JAS 構造材等の木材製品の効率的な供給体制の構築や普及拡大に取り組む。
- ③ 甲は、合法性や森林経営の持続性が確認され、生物多様性など環境保全に配慮し生産された木材の普及促進に取り組む。
- ④ 甲は、乙と連携し、木材利用の意義等に関する普及活動を推進するとともに、設計・施工事業者等に対する木材供給に関する情報発信を行う。
- ⑤ 甲は、乙と連携し、建築物での木材利用の優良事例に関する情報発信を行う。
- ⑥ 甲は、都道府県木材組合連合会等の会員組織（以下「都道府県木連等」という。）に対し、地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結を働きかけるとともに、その成果を情報発信する。

### 3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、定期的な情報共有・意見交換への協力や、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行うとともに、地方公共団体に対し、都道府県木連等との建築物木材利用促進協定の締結など都道府県木連等による建築物における木材利用促進の取組との連携を促す。

### 4. 構想の対象区域

全国

### 5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 12 年 3 月末までとする。

### 6. その他

#### (1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

#### (2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

#### (3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙が押印の上、各自その一通を保管する。

令和 7 年 4 月 30 日

甲 一般社団法人 全国木材組合連合会 会長

菅野 康則



乙 農林水産大臣

江藤 祐



#### 4. 都市の木造化推進法に基づく都道府県方針の改訂及び市区町村方針の策定・改定状況

令和6年12月末時点

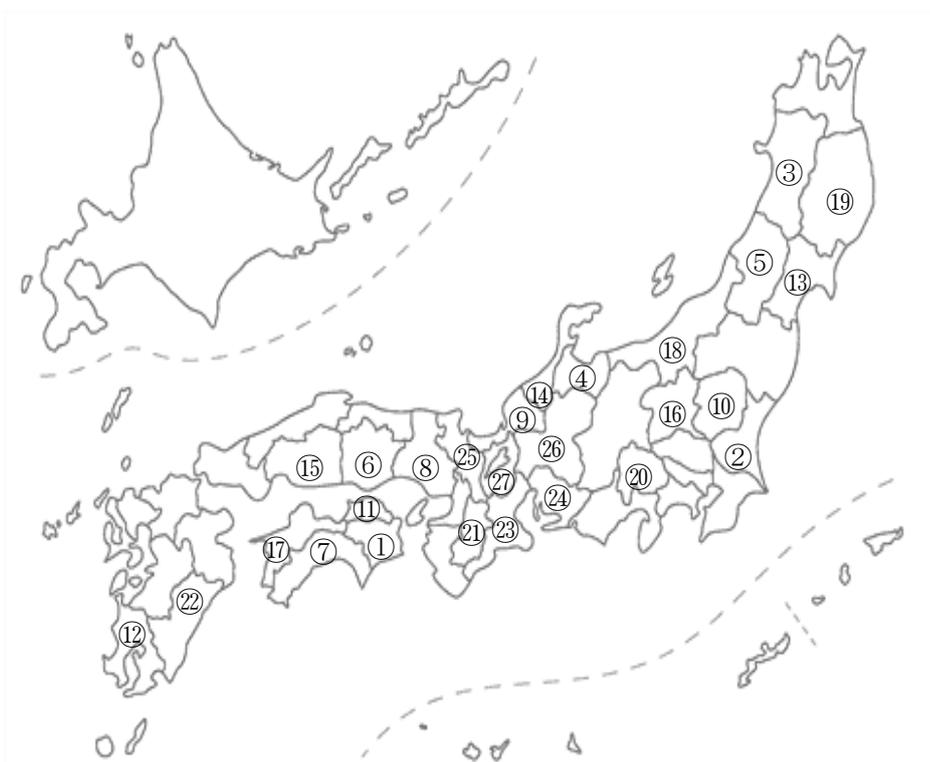
都道府県	市区町村数	策定済市区町村	策定率	改定済市区町村数	都道府県	市区町村数	策定済市区町村	策定率	改定済市区町村数
北海道	179	179	100%	104	滋賀	19	19	100%	17
青森	40	40	100%	39	京都	26	26	100%	8
岩手	33	33	100%	16	大阪	43	39	91%	13
宮城	35	35	100%	23	兵庫	41	41	100%	5
秋田	25	25	100%	25	奈良	39	39	100%	0
山形	35	35	100%	9	和歌山	30	30	100%	30
福島	59	55	93%	27	鳥取	19	19	100%	9
茨城	44	44	100%	0	島根	19	19	100%	12
栃木	25	25	100%	23	岡山	27	27	100%	23
群馬	35	34	97%	11	広島	23	23	100%	12
埼玉	63	63	100%	11	山口	19	19	100%	19
千葉	54	50	93%	20	徳島	24	24	100%	0
東京	62	36	58%	15	香川	17	17	100%	4
神奈川	33	20	61%	10	愛媛	20	20	100%	15
新潟	30	30	100%	17	高知	34	34	100%	34
富山	15	15	100%	14	福岡	60	60	100%	45
石川	19	19	100%	12	佐賀	20	20	100%	20
福井	17	17	100%	17	長崎	21	21	100%	20
山梨	27	27	100%	17	熊本	45	45	100%	45
長野	77	77	100%	12	大分	18	18	100%	6
岐阜	42	42	100%	40	宮崎	26	26	100%	7
静岡	35	35	100%	3	鹿児島	43	43	100%	43
愛知	54	54	100%	54	沖縄	41	2	5%	0
三重	29	29	100%	10	計	1,741	1,650	95%	916

(注) 林野庁ホームページ資料より作成

下線のある都道府県は、県方針を改定済み(46都道府県:令和6年12月末時点)

## 5. 木材利用促進条例の策定状況（これまで成立した条例の名称、公布月日）

①徳島県県産材利用促進条例（H24.12.21）、②茨城県県産材利用促進条例（H26.3.26）、  
③秋田県木材利用促進条例（H28.3.15）、④富山県県産材利用促進条例（H28.9.30）、⑤山  
形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（H28.12.27）、⑥岡山県県産材利用促進  
条例（H29.3.21）、⑦高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H29.3.24）、⑧  
兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（H29.6.12）、⑨みんなでつかおう「ふくいの木」  
促進条例（H29.7.14）、⑩栃木県県産木材利用促進条例（H29.10.18）、⑪香川県県産木材の  
供給及び利用の促進に関する条例（H29.12.22）、⑫森林資源の循環利用の促進に関するか  
ごしま県民条例（H29.12.26）、⑬みやぎ森と緑の県民条例（H30.3.23）、⑭石川県県産材利  
用促進条例（H30.6.25）、⑮広島県県産木材利用促進条例（H30.10.9）、⑯林業県ぐんま県  
産木材利用促進条例（H30.12.25）、⑰愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例  
（H30.12.25）、⑱新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（H30.12.27）、⑲岩  
手県県産木材等利用促進条例（H31.3.26）、⑳山梨県県産木材利用促進条例（H31.3.29）、  
㉑奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例（R2. 3. 30）、㉒三重の木づかい条例  
（R3. 3. 23）、㉓宮崎県木材利用促進条例（R3. 3. 24）、㉔愛知県木材利用促進条例（R4. 3. 18）、  
㉕京都府内産木材の利用の促進に関する条例（R4. 3. 18）、㉖岐阜県木の国・山の国県産材利  
用促進条例（R5. 12. 12）、㉗滋賀県県産材の利用促進に関する条例（R5. 3. 22）



## 6. 合法木材等供給の現状とクリーンウッド法

### 1 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給の現状

林野庁が平成18年に作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「林野庁ガイドライン」）に基づく団体認定制度による合法木材供給体制については、令和7年3月31日時点で認定団体が149、認定事業者数は12,002となっている。また、林野庁ガイドラインに基づいた合法木材の供給実績の推移は下記のとおりである。

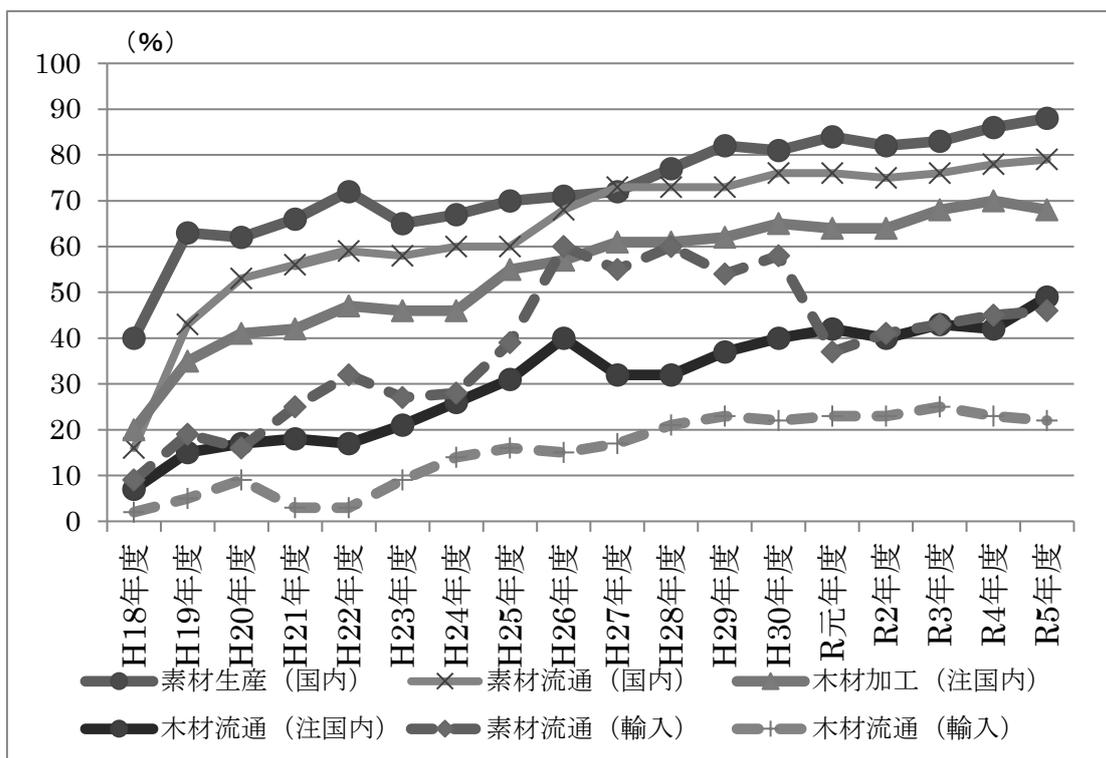


図 認定事業者による合法性が証明された木材・木材製品の割合の推移

注1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した137認定団体、10,864事業者の集計値

注2 (注国内) =国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

林野庁ガイドラインの適切な運用については、引き続き周知徹底を図り、合法木材供給体制の信頼性を確保していく必要がある。令和7年4月に施行された改正クリーンウッド法でも、第1種木材関連事業者が合法性の確認の際に活用できる証明書として林野庁ガイドラインに基づいた証明書が位置付けられている。今後は、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた約1万2千の認定事業者の情報伝達の連鎖によるネットワークを生かしてクリーンウッド法を遵守・普及していくことが重要である。そのため、当会でもクリーンウッド法のセミナー等の機会に改めて周知に努めている。

## 2 クリーンウッド法の現状

### 2.1 改正クリーンウッド法の施行について

平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」における合法性確認の取り扱いの規定をさらに強化する形で、改正クリーンウッド法が令和7年4月に施行された。改正法では、川上・水際の事業者（第1種木材関連事業者）に対して、譲受けた木材の合法性確認等が義務化された。また、素材生産販売事業者に対しては、第1種木材関連事業者からの求めに応じて合法性の確認に必要な情報を提供することも義務化された。一方、海外の制度に比較して、日本の改正法に基づく制度は、義務となる川上・水際の事業者から先の事業者（第2種木材関連事業者）には努力義務のみが課されるという特徴を有している。

このため、川上・水際の事業者の義務の履行のほか、第2種木材関連事業者における改正法の遵守・普及を如何に徹底できるかが重要となる。

### 2.2 木材関連事業者の登録の動き

木材関連事業者の登録制度については、クリーンウッド法を遵守するための体制整備などの努力義務に確実に取り組む木材関連事業者が登録できる任意の制度となっている。登録木材関連事業者数は、令和7年2月末時点で702件（全ての登録実施機関の合計、クリーンウッド・ナビ掲載情報による）となっており、合法性確認木材のサプライチェーンの中で改正法の遵守・普及の核として期待されている。

### 2.3 改正クリーンウッド法の円滑な運用に向けて

全国木材産業振興大会においては、合法性が確認された木材のみを流通させるよう決議している。これは、国際的にも持続可能な木材利用がますます重要になっている中で、時代の流れとして必然であり、合法性確認木材100%を目指すものである。一方、合法性確認木材100%に至るまでの間、第2種木材関連事業者の情報伝達等は努力義務であって分別管理も求められていないことから、前述の林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度による情報伝達の連鎖を活用して合法性確認木材を適確に需要者に届けられるよう、改正法の遵守・普及を進めていかなければならない。

また、グリーン購入法に基づく公共調達等を規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省）においても、「クリーンウッド法に則し、林野庁ガイドラインに準拠する」とこととされている。ESG投資への関心が高まる中、企業の物品調達基準への合法性確認木材等の位置付けやクリーンウッド法の普及

のための補助事業等での要件化なども見込まれることから、公共調達と同様に、分別管理と情報伝達の連鎖等を伴う合法木材供給体制を活用して適切に対応していくことが必要になると考えられる。

以上のように、改正クリーンウッド法の遵守・普及を進めていくためには、林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度を活用していくことが合理的と思料される場所である。今後、合法性確認木材 100%に向けて、当面改正法施行後 3 年の検証時期を目途に、川上及び川下双方において合法木材認定事業者のネットワークの一層の強化を図るとともに、認定団体による研修や協議会等の活動を通じて、適切かつ効率的な制度の運用を徹底していかなければならない。

(参考) クリーンウッド・ナビ (林野庁のホームページ内に開設) の URL :  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

## 7. 第16回「新たな木材利用事例発表会」(木材表示と合法木材について) の概要

第16回「新たな木材利用事例発表会」(木材表示と合法木材について)を、令和7年2月19日(水)13:30~16:20、木材会館7階大ホールでの会場参加とWEB参加との併用により開催した。

木材関係業界のほか、建築・設計、土木、家具・建具、行政・地方公共団体等、幅広い業種の方々を含めて会場約60名、WEB約170名の参加をいただいた。

### 1 開催日時等

○日時：令和7年2月19日(水) 13時30分 ~16時20分

○場所：木材会館(東京都江東区新木場1-18-8)、WEB併用開催

○主催：一般社団法人 全国木材組合連合会、木材利用推進中央協議会、  
一般社団法人木材表示推進協議会、  
一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会

○後援：林野庁、国土交通省、(公財)日本住宅・木材技術センター、  
(一財)日本木材総合情報センター

○参加：木材関係、建築・設計、土木、家具・建具、行政・地方公共団体等  
会場 約60名、WEB 約170名

### 2 事例発表

○復活のチャンスを迎える日本林業～カギは国民理解の下での適正な立木価格の形成～  
(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会 肥後賢輔 事務局長

○国産木材活用住宅ラベルの取組  
(公財)日本住宅・木材技術センター 金子 弘 専務理事

○森から住宅を考える 2025～柱の行く道・これからの住宅木材はどうなるのか～  
株式会社千葉工務店(埼玉県越谷市) 千葉弘幸 代表取締役

### 3 情報提供

○クリーンウッド法の改正について  
林野庁林政部木材利用課 坂本朋美 課長補佐

#### 4 国産材マークの譲渡式

- ・ (一社) 全国木材組合連合会 菅野康則 会長
- ・ (一社) 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会 前田直登 代表理事  
(菅野会長挨拶、前田会長挨拶、譲渡書署名、記念撮影、譲渡書の受け渡し)

#### [事例発表]

- 復活のチャンスを迎える日本林業〜カギは国民理解の下での適正な立木価格の形成〜  
(一社) 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会 肥後賢輔 事務局長

#### 【概要】

一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会においては、再造林を進めるための立木市場を構築することとして、オープンな立木取引の場をインターネット上に設定する取組を始めており、本講演ではその取組の目的や取組状況について説明された。

新たに始めた立木取引システムでは、立木取引をオープンにして森林所有者の納得のいく形で取引の場を提供するとともに、立木価格が低く森林所有者の経営意欲が失われている状況下で再造林を確保し持続的な森林経営が可能な状況を生み出すことを目的とすることが述べられた。そして、この新しい立木システムでは、こだわりとして、森林所有者の出品の条件として、再造林とその後の保育等の経営の持続、境界の明確化などが求められ、買受者は製材、集成材、合板、バイオマス関係事業者などグループとなつての取組が可能であるとの説明がなされた。

昨年、令和6年12月に立木取引システムのホームページを立ち上げ、高知県仁淀川町、福島県古殿町においていずれも町有林の2件が立木取引の対象として登録されていることが紹介された。立木価格は高知県仁淀川町が約9,400円/m<sup>3</sup>、福島県古殿町が約14,200円/m<sup>3</sup>で、通常立木取引価格3,000円〜3,500円/m<sup>3</sup>に比べるとかなり高額となっていることも併せて述べられた。

次いで、国際的な環境では、持続性の担保された木材の活用に大きく動き出しており、欧州においては、持続可能性の確保が木材価格にも反映されたうえでの持続可能な木材利用の流れが大きくなっており、我が国でもこのような世界の潮流を踏まえた取組を行うことの意義が、山の価値が上がること、山を見る目が変わることも関係づけて述べられた。

最後に、本日の事例発表会の後に予定されている国産材マークの(一社)全国木材組合連合会から(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会への譲渡式に関連して、国産材マークの譲渡を受けて今後は持続可能性(Sustainable)を意味するSのついた国産材マークを普及させていくこととし、令和7年度からは立木取引システムも補助なしで自立して運営し、消費者などの関心を呼んでいくよう取り組んでいくことが述べられて講演を終えた。

## 【事例発表】

### ○国産木材活用住宅ラベルの取組

(公財) 日本住宅・木材技術センター 金子 弘 専務理事

#### 【概要】

講演は、国産木材活用住宅ラベルとは、から始まり、国産木材活用住宅ラベルでは、国産木材の使用量による「国産木材活用レベル」、「スギの使用量」とともに、使用した木材による「炭素貯蔵量」等を表示し、これらの表示で国産木材の産地がわかる、国産木材の使用量の程度がわかることになり、また、このラベルは、戸建住宅、共同住宅、併用住宅が対象であり使用は無償との紹介がなされた。

そして、国産木材活用住宅ラベルのねらいとして、住宅事業者が自社のSDGsの推進等への貢献を示すことができる一方で消費者は建築・購入する住宅選択の判断への活用が期待されることがあげられた。

次いで、国産木材活用住宅ラベルによる効果・役割として、第1に国産木材活用の意義として、国産木材の利用を通じた森林資源の循環利用による森林の多面的機能の発揮や国内産業・地域振興への寄与、花粉発生源の対策、炭素の貯蔵・CO2排出削減、木材・スギ材の建築資材としての優れた特性の発揮といった点が説明された。効果・役割の第2として、住宅への国産木材活用による効果の「見える化」、第3として、木造住宅におけるスギの使用量・住宅の炭素貯蔵の試算について説明がなされた。

この後、国産木材活用住宅ラベルの表示内容として、①国産木材活用レベル、②スギの使用量(花粉症対策)、③キャッチフレーズ、④住宅の炭素貯蔵量、⑤活用する木材に係るその他の情報、⑥建物名称、⑦住宅生産者名、⑧表示年月日について紹介された。このうちキャッチフレーズについては、国産木材活用レベルが2又は3(国産木材が過半を占める)場合、国産木材を多く活用している住宅であることを示すキャッチフレーズを記載できることの説明がなされた。資料においては、「カーボンニュートラルや花粉症対策に貢献しています」とのキャッチフレーズが掲載されていた。

講演の終盤には、国産木材活用ラベルの利用にあたって、ラベル掲載シートを用いた活用レベルや炭素貯蔵量の算定、ラベルのHPへのログイン方法、ラベルの種類などの説明があり、併せてラベル活用事例の紹介とともに国産木材活用住宅ラベルの利用の呼びかけがあり、講演の締めくくりとされた。

## [事例発表]

### ○森から住宅を考える 2025～柱の行く道・これからの住宅木材はどうなるのか～

株式会社千葉工務店（埼玉県越谷市） 千葉弘幸 代表取締役

#### 【概要】

冒頭、講師の経歴について、設計事務所に就職後、工務店に転職し、その後、  
1996年：協同組合匠の会の「自然素材で建てる健康住宅フェア」を銀座で開催  
1997年：協同組合匠の会にて山長商店との協力提携による紀州の森・産直「樹の家」を発表  
2001年～2005年：神楽坂にて森から住宅を考える展示開催  
2005年：紀州・龍神の森の樹齢100年生の木を使った出荷証明書付き限定100棟の販売  
2007年～2014年：協同組合匠の会による子供達の木や森林とのふれあい・活動である「匠の森プロジェクト」を指導  
2021年：制限時間内で木片を積み上げる「ウッドアクション2021 つむつむ選手権」がウッドデザイン賞受賞  
など、一貫して木や森林と積極的に関わってきた活動が紹介された。

続いて、自身が携わる工務店について、ハウスメーカーと異なり工務店では、比較的狭い営業エリア内で建築主の要望や条件に合わせた自由設計が可能となっている一方で、新設住宅の着工棟数は減少しており、地元の埼玉県でも工務店の廃業が見られる中で、自社においては県産材利用補助金も活用し県産材利用を進めていることなどが説明された。

また、木材の仕入れ価格について、この1、2年で部材によって下落が見られることにも触れられ、事例紹介として2024年1月竣工の平屋建築物について3千万円で契約し、その6分の1程度が構造材の経費となったことの説明があった。建築材料となる部材がどこから来ているのかを殆どの部材について把握しており、また、環境性能についても把握していることの言及があった。

国産材を使っていることのアピールについては、それなりの底力になっているとともに、顧客に対して仕入れ先などを提示することもポイントとなっているとの説明がなされ、講演を終えた。

## [情報提供]

### ○クリーンウッド法の改正について

林野庁林政部木材利用課 坂本朋美 課長補佐

#### 【概要】

事例発表に続いて、クリーンウッド法の改正について情報提供をしていただいた。

まず、クリーンウッド法の制定・改正の経緯として、違法伐採問題への国際的な機運の高まりや更なる取組の強化があり、法令に適合して伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進することにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向するねらいがあることが説明された。

次いで、登録木材関連事業者の動向として、登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第1種で98%、第2種で92%について合法性が確認された木材を取り扱っており（令和4年度）、合法伐採木材を積極的に取り扱う傾向があることが示された。

改正クリーンウッド法の概要として、第1種（川上・水際）木材関連事業者は、合法性の確認等を行う義務が、また、素材生産販売事業者は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供する義務が生じるとともに、第2種木材関連事業者は、合法伐採木材等の利用を確保するための措置として、情報の要求、情報の伝達等の努力義務が生じることについて説明があった。

また、義務対象の考え方、義務内容として原材料情報の収集・整理、合法性の確認、記録の作成・保存、情報の伝達などについて詳しく説明がなされるとともに、罰則規程等についても説明があった。

講演の終盤には、改正法の施行日に係る考え方の説明とともに、改正クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等に活用できるシステムである通称「クリーンウッドシステム」について紹介された。当該システムは、Webシステムとして無償で提供され、パソコンやスマートフォンで利用できるシステムで、原材料情報や伝達情報の保存や検索が容易になり、令和7年4月から稼働開始との説明であった。

令和7年4月1日の改正クリーンウッド法施行に向けて、改正クリーンウッド法の概要から実務面に至るまで多岐に渡る内容を、詳しく丁寧にご講演いただいた。

### 【国産材マークの譲渡式】

- ・（一社）全国木材組合連合会 菅野康則 会長
- ・（一社）国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会 前田直登 会長  
（菅野会長挨拶、前田会長挨拶、譲渡書署名、記念撮影、譲渡書の受け渡し）

### 【概要】

事例発表会に続いて、一般社団法人全国木材組合連合会から一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会への、国産材マークの譲渡式が行われた。

（一社）全国木材組合連合会の菅野会長、（一社）国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会の前田会長が登壇し、最初に菅野会長より挨拶があった。

菅野会長から、はじめに、国産材マークは平成25年（2013年）8月、一般社団法人日本プロジェクト産業協議会森林再生事業化委員会が事務局となって創設され、その後、平成27年（2015年）8月に（一社）全国木材組合連合会が日本プロジェクト産業振興会より「国産材マーク」の商標権等の権利の譲渡を受け、国産材マークの事務局を引き継いだことが述べられた。そして、このたび、（一社）全国木材組合連合会から（一社）国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会へ商標権その他の権利が譲渡され、事務局が引き継がれることになるが、今後とも国産材マークが国産材利用、木材利用の推進に貢献するよう関係者へお願いしたい旨挨拶があった。

次に(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会の前田会長より挨拶がなされた。

前田会長からは、冒頭、この度、(一社)全国木材組合連合会から国産材マークに関する商標権その他権利の譲渡を受けるとともに、事務局を引き継ぐことが述べられた。次いで、(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会において、立木市場のサイトを開設したが、目的として立木取引をオープンにすること、再造林を確保し持続的な森林経営が可能な状況にすることがあり、現在の国産材マークに持続性を意味する“S”(Sustainable)を加味した新たなマークを提供していくことを準備しているが、引き続き国産材マークへのご理解ご協力をお願いしたい旨挨拶があった。

続いて、菅野会長、前田会長の順に国産材マーク譲渡書に署名が行われ、両会長が譲渡書を掲げて写真撮影の後に、菅野会長から前田会長に譲渡書が手渡されて、国産材マーク譲渡式の終了となった。

## 8. 令和6年度木材利用推進「全国会議」の概要

令和6年度木材利用推進「全国会議」を、令和6年10月25日（月）14:00～16:30 木材会館7階ホールにおいて、国土緑化推進機構の支援を得て、会場参集により開催した。林業・木材産業関係者のほか、建築設計、住宅産業関連等の幅広い業種の方々を含め、約90名が参加した。

全国会議において、木材利用推進コンクールの表彰式を行うとともに、「令和6年度 木材利用推進全国会議一宣言」を採択した。

式次第は例年に則り表彰式を先に開催し、表彰式では冒頭、主催者挨拶に続いて来賓の舞立昇治農林水産大臣政務官よりご祝辞をいただいた。その後、表彰状の授与が行われ、優良施設部門では、内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会会長賞及び審査委員会特別賞が授与された。国産材利用推進部門では、農林水産大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会会長賞が授与された。

続いて、優良施設部門の腰原幹雄委員長、国産材利用推進部門の青井秀樹委員長より審査講評をいただき、表彰式の最後に受賞お礼として優良施設部門で内閣総理大臣賞を受賞した野村不動産株式会社の松尾大作代表取締役社長よりご挨拶をいただいた（齊藤康洋 野村不動産株式会社 都市開発第一事業本部 建築部長が代読）。

### 木材利用推進コンクール表彰式

(1) 主催者挨拶 菅野康則 木材利用推進中央協議会長

(2) 祝辞 舞立昇治 農林水産大臣政務官

(3) 賞状授与

#### ○優良施設部門

内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、  
林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会会長賞、審査委員会特別賞

#### ○国産材利用推進部門

農林水産大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会会長賞

(4) 審査講評 腰原幹雄 優良施設部門審査委員長

青井秀樹 国産材利用推進部門審査委員長

(5) 受賞お礼 松尾大作 野村不動産株式会社代表取締役（齊藤康洋 野村不動産株式会社

都市開発第一事業本部 建築部長 代読）

## <受賞施設、企業>

### ○優良施設部門

- 【内閣総理大臣賞】 野村不動産溜池山王ビル（東京都）
- 【農林水産大臣賞】 立野交流施設（立野駅）（熊本県）
- 【文部科学大臣賞】 松田町立松田小学校（神奈川県）
- 【国土交通大臣賞】 株式会社 AQ Group 本社屋（埼玉県）
- 【環境大臣賞】 石川県森林公園屋内木育施設 もりのひみつきち（石川県）
- 【林野庁長官賞（3点）】

- ・ウッドライズ仙台（宮城県）
- ・Toyota Technical Center Shimoyama 車両開発棟・来客棟（愛知県）
- ・青井の杜国宝記念館（熊本県）

### 【木材利用推進中央協議会会長賞（3点）】

- ・北海道地区FMセンター（北海道）
- ・身延町立身延中学校（山梨県）
- ・四万十市総合文化センター しまんとびあ（高知県）

### 【審査委員会特別賞（3点）】

- ・蒜山そばの館（岡山県）
- ・津山信用金庫二宮支店（岡山県）
- ・enefil 吉野（鹿児島県）

### 【優秀賞（43点）】

- ・楽 水山（北海道）
- ・呼吸の間（北海道）
- ・こども本の森 遠野（岩手県）
- ・大林組仙台梅田寮（宮城県）
- ・にしかわイノベーションハブ TRAS（山形県）
- ・TD テラス宇都宮（栃木県）
- ・Hair room TOARU（埼玉県）
- ・柏ウッドテラス（千葉県）
- ・江北小路（東京都）
- ・nonowa 国立 SOUTH（東京都）
- ・豊洲 千客万来（東京都）
- ・温故創新の森 NOVARE（東京都）
- ・氷見市しんまちこども園（富山県）
- ・池田町道のオアシス フォーシーズンテラス（福井県）
- ・さくら国際高等学校（長野県）
- ・第2名古屋三交ビル（愛知県）

- ・カゴメビル（愛知県）
- ・とこはぐ大府（愛知県）
- ・Toyota Technical Center Shimoyama 環境学習センター（愛知県）
- ・尾鷲市役所本庁舎（三重県）
- ・三重県立特別支援学校寄宿舎（三重県）
- ・みなくるプラザ(水口西部コミュニティセンター)（滋賀県）
- ・守山市立北部図書館・速野会館（滋賀県）
- ・伊勢遺跡史跡公園遺構展示施設（滋賀県）
- ・京都信用保証協会中丹支所整備事業（京都府）
- ・まちなかりビング北千里（大阪府）
- ・兵庫県立総合射撃場（愛称：ハンターズフィールド三木）管理棟（兵庫県）
- ・国際鯨類施設（和歌山県）
- ・道の駅ごいせ仁摩（島根県）
- ・ハレミライ千日前（岡山県）
- ・廣榮堂中納言本店（岡山県）
- ・海田町庁舎（広島県）
- ・広島銀行十日市支店（広島県）
- ・株式会社ウエストフードプランニング本社社屋（香川県）
- ・川之江港湾運送本社社屋（愛媛県）
- ・嘉麻市立稲築東義務教育学校（福岡県）
- ・セブン - イレブン福岡ももち店（福岡県）
- ・無印良品 唐津店舗（佐賀県）
- ・山都町総合体育館パスレル（熊本県）
- ・レジデンスハウス益城A（熊本県）
- ・阿蘇くまもと空港旅客ターミナルビル（熊本県）
- ・熊本地震震災ミュージアム KIOKU（熊本県）
- ・ひなた宮崎県総合運動公園『屋内走路』（宮崎県）

#### ○国産材利用推進部門

- 【農林水産大臣賞】 大東建託株式会社（東京都）
- 【林野庁長官賞（2社）】 日本生命保険相互会社（東京都）  
ナイス株式会社（神奈川県）
- 【木材利用推進中央協議会会長賞（3社）】  
秋田プライウッド株式会社（秋田県）  
ニチハ株式会社（愛知県）  
院庄林業株式会社（岡山県）

令和6年度 木材利用推進全国会議 ― 宣言 ―  
～ 都市(まち)の木造化の推進に向けた更なる木材利用の促進 ～

木材の利用は、人々の暮らし、農山村地域の振興、地球環境の保全、国土強靱化等に大きく貢献するものであり、林業の成長産業化を促進していく観点からも一層の拡大に取り組んでいく必要がある。

また、我が国の森林・林業施策の基本的な方針等を定める「森林・林業基本計画」においては、「グリーン成長」の実現に向けて、森林を適切に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済生活の実現に貢献していくこととしており、その中で、木材産業の競争力の強化、都市等における「第2の森林づくり」が重要な施策の柱となっている。

併せて、「森林環境税・森林環境譲与税」の一層の効率的・効果的な活用が重要であり、木材利用の立場からも大いに期待するとともに、こうした山側の対策と並行した国産材の需要創出の取組が、カーボンニュートラルや地方の活性化等の上でも重要である。

このような状況を受け、都市(まち)の木造化推進法に基づき、木材利用促進基本方針の策定や建築物木材利用促進協定の締結が進められており、また、一般の民間建築物での木造・木質化の促進に向けた取組が進展している。

これらの取組により国家的課題である「カーボンニュートラル2050」への貢献及び都市が地域を支える仕組みの展開に大いに寄与することが期待されている。

日本経済においてはコロナ禍の3年間を乗り越えて30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済に前向きな動きが見られる一方で、円安、燃料・資材等の物価上昇、能登半島地震・豪雨災害からの復興など、国際社会におけるロシアのウクライナ侵攻の長期化、中東情勢等と相まって、国内外において先行きの不透明感が強い状況が続いている。

都市(まち)の木造化に向けて産業界・経済界の動きも加速化しつつある中において、更なる都市(まち)の木造化等の推進により、我々は、国産材需要拡大の機運をより着実なものとするとともに、「持続可能な木材利用」の確立に向けた努力を続けていくことが必要である。

このため、次の事項を重点として、中央、地方が一丸となって新たな次元での活動を展開していくこととする。

- 1 持続可能な木材利用に向け、公共建築物等の木造・木質化に加え、民間施設や中高層ビル等への木材利用の重点的促進及びこれを支援する取組の強化
- 2 国産材需要拡大の取組の推進と併せて、川上から川下まで連携した国産材の安定的な供給体制の構築
- 3 花粉症対策によるスギ材の生産増加が見込まれる中、住宅・非住宅建築、その他の木材需要の一層の拡大
- 4 木材産業における人材確保や育成に係る取組・支援の強化
- 5 新たな木材利用分野の拡大のための木材新製品や生産及び利用に係る技術開発等の加速化
- 6 J A S制度や合法性証明等による安全・安心の木材・木製品の供給・利用の一層の促進
- 7 需要者・消費者、行政関係機関等との密接な連携による木材利用推進運動の積極的展開

令和6年10月25日  
木材利用推進全国会議

## 9. 外国人材取組の概要

令和6年度は、木材加工職種（機械製材作業）に係る安全規範確認等業務及び技能実習評価試験実施業務を進めました。また、特定技能1号に木材産業分野（製材、合単板、プレカット等）が追加され、全木連は外国人材に係る試験業務及びそれに付帯する業務が実施できるように定款の変更を行いました。これを受け、外国人材部会においても部会の名称変更等を行うとともに、特定技能に係る業務を進めました。

- 4月1日（8月19日に追加）、技能実習評価試験の試験監督者として全国から22名を委嘱した。
- 5月29日、第1回役員会を開催し、通常総会に諮る「令和5年度事業報告」、「令和5年度収支決算」、「役員を選任」等を審議し、通常総会を書面で開催した。
- 8月22日、第2回役員会を開催し、「令和6年度入会承認」等を審議した。
- 12月10日、第3回役員会を開催し、「臨時総会の開催」、「役員を選定」、「令和6年度業務執行状況」、「部会設置規程等の改正」等を審議した。
- 3月5日、第4回役員会を開催し、「令和7年度通常総会等の開催」、「令和6年度事業報告及び収支決算見通し」、「令和7年度事業計画、収支予算」等を審議した。
- 木材加工技能実習試験委員会・評価委員会を年度内に4回開催し、技能実習評価試験の実施状況の確認等を行った。
- 安全規範確認業務を進めるとともに、59社152人の技能実習評価試験を実施した。
- 国内2会場、海外1会場で木材産業分野特定技能1号測定試験を初めて実施した。

## (参考) 技能実習・育成就労・特定技能の制度比較

外国人材制度の詳細については厚生労働省HP（外国人技能実習制度について）  
出入国在留管理庁HP（特定技能制度及び育成就労制度・・・有識者会議）を参照

R6年6月に関連法が成立  
公布後3年以内に施行（R9年4月～メド）  
（技能実習は施行日から3年間の経過措置あり）

	技能実習（現行）	育成就労（新）	特定技能1号（現行）
目的	人材育成を通じた 開発途上国等への国際貢献	就労を通じた 人材育成と人材の確保	人手不足が深刻な産業での 即戦力人材の確保
産業分野	問わない 2号・3号への移行対象職種は 90職種165作業 「木材加工職種・機械製材作業」のみ	特定技能と同じ（16分野）	16分野
木材産業の対応状況	2号移行対象職種は 「木材加工職種・機械製材作業」のみ	今後検討が必要	対象業種を告示で規定 （製材、合板、集成材等）
在留期間	最長5年 1号(1年) + 2・3号(各2年)の合計	原則3年	通算5年
受入れ時点の 技能水準	問わない 1号から2号、2号から3号への 移行時に試験合格が必要	問わない 受入れ後1年経過時まで及び 特定技能1号への移行時に試験あり	特定技能評価試験に合格 同種業務の技能実習2号修了者は免除
受入れ時点の 日本語能力	問わない	日本語能力試験に合格 （JFT-Basic A1、JLPT N5） 又は講習受講	日本語能力試験に合格 （JFT-Basic A2、JLPT N4） 技能実習を3年修了した者は免除
斡旋・支援	監理団体	監理支援機関 外国人育成成就労機構	斡旋：直接採用/職業紹介 支援：10の支援義務 （登録支援機関への委託も可）
転籍 （転職）	原則不可	同一区分内で可 就業1～2年、技能・日本語試験に 合格等の要件を満たす場合	可 各業務区分の技能試験への合格等 を満たす場合
企業ごとの 受入れ人数上 限	あり	未定	分野による 介護・建設は常勤職員数まで

## 10. 労働安全関係の概要

令和6年度は、林材業ゼロ災中央協議会の一員として対応し、また、林野庁予算を利用した事業に取り組みました。その概要は次のとおりです。

### 1 林材業ゼロ災推進中央協議会

- ・林材業ゼロ災推進中央協議会は、林業・木材産業関係団体が会員となっており、全木連も所属。
- ・全国7ブロックで行われる林材業ゼロ災推進会議に、ゼロ災推進中央会議の事務局として出席し「木材製造業の安全衛生管理の進め方」等について情報提供を実施。

### 2 令和6年度作業安全強化促進支援事業

- ・林野庁木材産業課からの補助事業。
- ・事業内容は、検討会を設置しご意見を伺い①事業者を公募・選定（11社）、し安全診断・指導等の実施、②安全意識の醸成等に向けた中央や地域（8カ所）における安全研修会、③安全に関する普及啓発資料作成と配布、安全診断・評価マニュアルの作成、を実施。
- ・中央研修会では木材産業事業者等150名がweb参画し、8カ所の地域研修会には合計281名の木材産業事業者等が参加。また事業報告書は、業務の参考として各県木連へ配付。

### 3 林業・木材産業全国作業安全運動促進事業

- ・林業機械化協会が受託した林野庁補助事業で、これまで林業のみが対象であったものが、令和4年度から木材産業も対象化され全木連も参画。
- ・事業内容は①ウェブセミナー、②安全講習会（地方）。木材産業関係の安全講習会は、令和7年1月21～22日に徳島県徳島市で開催。有識者による安全講話等を実施し、木材産業事業者等27名が参加。





# 第 2 号 議 案

令 和 6 年 度

収 支 決 算 承 認 の 件



# 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	50,000	50,000	0
普通預金	69,156,669	66,769,736	2,386,933
定期預金	5,010,000	5,010,000	0
有価証券	1,000,000	1,000,000	0
商品	0	0	0
未収会費	361,000	0	361,000
未収金	10,556,250	22,882,918	△ 12,326,668
短期貸付金	6,258,317	8,248,165	△ 1,989,848
立替金	0	0	0
仮払金	2,556,792	2,768,771	△ 211,979
前払金	2,021,730	1,406,852	614,878
流動資産合計	96,970,758	108,136,442	△ 11,165,684
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	8,143,128	9,451,321	△ 1,308,193
特定資産合計	8,143,128	9,451,321	△ 1,308,193
(2) その他固定資産			
敷金	6,397,950	14,902,250	△ 8,504,300
電話加入権	50,300	50,300	0
機材	189,680	316,130	△ 126,450
構築物	12,024,785	0	12,024,785
建物付属設備	3,029,703	0	3,029,703
工具器具備品	4,201,157	0	4,201,157
保証金	0	0	0
出資金	0	0	0
その他固定資産合計	25,893,575	15,268,680	10,624,895
固定資産合計	34,036,703	24,720,001	9,316,702
資産合計	131,007,461	132,856,443	△ 1,848,982
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
短期借入金	6,773,829	8,216,236	△ 1,442,407
未払金	2,966,871	13,277,377	△ 10,310,506
未払法人税等	0	0	0
未払消費税	0	0	0
前受金	0	402,500	△ 402,500
預り金	2,659,417	2,924,211	△ 264,794
仮受金	521,766	630,381	△ 108,615
未払費用	4,754,300	7,011,700	△ 2,257,400
流動負債合計	17,676,183	32,462,405	△ 14,786,222
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,143,128	9,451,321	△ 1,308,193
事務所移転費用引当金	0	7,000,000	△ 7,000,000
固定負債合計	8,143,128	16,451,321	△ 8,308,193
負債合計	25,819,311	48,913,726	△ 23,094,415
<b>III 正味財産の部</b>			
正味財産合計	105,188,150	83,942,717	21,245,433
負債及び正味財産合計	131,007,461	132,856,443	△ 1,848,982

## 正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取会費	33,401,000	29,998,000	3,403,000
②負担金収入	3,260,000	3,220,000	40,000
③事業等収入	60,435,183	69,734,764	△ 9,299,581
事務負担金収入	52,581,311	58,276,713	△ 5,695,402
事業収入	7,853,872	11,458,051	△ 3,604,179
出版事業	6,001,805	6,335,601	△ 333,796
貸室収入	1,019,667	4,830,000	△ 3,810,333
木材製品認定事業	832,400	292,450	539,950
④受取補助金等	594,316,916	711,331,002	△ 117,014,086
国庫補助金	566,439,917	685,872,943	△ 119,433,026
受託事業収入	27,876,999	25,458,059	2,418,940
⑤雑収益	21,217,092	4,684,973	16,532,119
⑥引当金取崩収入	6,052,695	9,811,326	△ 3,758,631
経常収益計	718,682,886	828,780,065	△ 110,097,179

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用			
①事業費	618,740,663	812,346,432	△ 193,605,769
役員報酬	12,308,123	17,585,433	△ 5,277,310
給料手当	26,221,675	58,473,667	△ 32,251,992
賃金	39,299,066	38,490,465	808,601
福利厚生費	791,000	10,369,517	△ 9,578,517
旅費交通費	11,640,776	17,732,391	△ 6,091,615
委員等旅費	1,786,466	2,345,528	△ 559,062
通信運搬費	3,261,257	10,462,318	△ 7,201,061
減価償却費	0	174,924	△ 174,924
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	853,909	1,752,075	△ 898,166
材料費	2,505,665	14,895,898	△ 12,390,233
車借料	0	0	0
印刷製本費	10,803,069	17,680,082	△ 6,877,013
会議費	162,580	818,991	△ 656,411
会場費	1,031,674	851,320	180,354
光熱水料費	9,284	9,284	0
賃借料	15,593,928	29,447,064	△ 13,853,136
広告宣伝費	71,273,400	47,654,137	23,619,263
諸謝金	3,414,021	6,613,180	△ 3,199,159
交際諸費	0	241,862	△ 241,862
租税公課	0	1,388,547	△ 1,388,547
支払負担金	4,404,000	4,251,500	152,500
支払寄付金	50,000	1,200,000	△ 1,150,000
委託費	407,571,421	504,762,556	△ 97,191,135
登記料	0	19,200	△ 19,200
退職金引当金	0	5,810,071	△ 5,810,071
事務所移転費用引当金	0	5,810,000	△ 5,810,000
雑費	5,759,349	5,363,021	396,328
退職金支払	0	8,143,401	△ 8,143,401
②管理費	85,696,790	15,786,875	69,909,915
役員報酬	5,705,513	702,929	5,002,584
給料手当	30,910,722	5,772,757	25,137,965
賃金	2,121,505	310,244	1,811,261
福利厚生費	11,307,516	1,961,865	9,345,651
旅費交通費	249,806	30,464	219,342
通信運搬費	1,788,469	349,710	1,438,759
減価償却費	3,023,540	35,827	2,987,713
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	4,303,505	66,961	4,236,544
印刷製本費	3,238,789	208,591	3,030,198
会議費	759,198	137,793	621,405
会場費	349,728	71,717	278,011
光熱水料費	266,386	0	266,386
賃借料	7,532,104	1,543,301	5,988,803
広告宣伝費	195,600	22,474	173,126
諸謝金	0	0	0
交際諸費	120,546	49,538	71,008
租税公課	1,962,466	284,402	1,678,064
支払負担金	0	0	0
委託費	1,639,230	108,086	1,531,144
登記料	0	3,933	△ 3,933
退職金引当金	4,744,502	1,190,014	3,554,488
事務所移転費用引当金	0	1,190,000	△ 1,190,000
雑費	1,417,570	78,344	1,339,226
退職金支払	4,060,095	1,667,925	2,392,170
経常費用計	704,437,453	828,133,307	△ 123,695,854
当期経常増減額	14,245,433	646,758	13,598,675
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
事務所移転費用引当金繰入	7,000,000	0	7,000,000
経常外収益計	7,000,000	0	7,000,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	7,000,000	0	7,000,000
当期正味財産増減額	21,245,433	646,758	20,598,675

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
現金	50,000	
普通預金	1,305,777	三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店
普通預金	65,685,446	りそな銀行赤坂支店
普通預金	209,699	みずほ銀行新橋支店
普通預金	1,954,835	三菱UFJ銀行本店
普通預金	912	商工組合中央金庫新木場支店
定期預金	2,010,000	三菱UFJ銀行本店
定期預金	3,000,000	商工組合中央金庫新木場支店
有価証券	1,000,000	木構振
未収会費	361,000	
未収金	10,556,250	補助事業費外
短期貸付金	6,258,317	
前払金	2,021,730	事務所室料
立替金	0	
仮払金	2,556,792	借室料等
敷金	6,397,950	借室敷金
電話加入権	50,300	
機材	189,680	
退職給付引当資産	8,143,128	りそな銀行東京公務部
構築物	12,024,785	壁面パネル及び木質化
建物付属設備	3,029,703	電気等設備工事他
工具器具備品	4,201,157	書庫セット
合 計	131,007,461	
(負債の部)		
短期借入金	6,773,829	
未払金	2,966,871	退職金等
前受金	0	
預り金	2,659,417	社会保険料等
仮受金	521,766	
未払費用	4,754,300	退職引当金費用
退職給付引当金	8,143,128	
事務所移転費用引当金	0	
小 計	25,819,311	
正味財産	105,188,150	
合 計	131,007,461	

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
期末に在庫の確認を行っている。
- (2) 消費税に関する会計処理方法  
税込方式で行っている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定率法で行っている。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

### 2. 特定資産等の増減及びその残高

流動資産等

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給与引当資産	9,451,321	4,744,502	6,052,695	8,143,128
固定資産				
出資金	0	0	0	0
有価証券	1,000,000	0	0	1,000,000

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	備 考
機 材	585,423	395,743	189,680	実施事業の資産外
構 築 物	12,661,000	636,215	12,024,785	実施事業の資産外
建物付属設備	3,190,000	160,297	3,029,703	実施事業の資産外
工具器具備品	6,301,735	2,100,578	4,201,157	実施事業の資産外

### 4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位：円)

補助金等の名称	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金（林野庁）				
都市における木材需要拡大（R5当初越）	0	152,048,802	152,048,802	0
都市における木材需要拡大（R6当初）	0	21,801,629	21,801,629	0
花粉症対策木材利用促進事業（R5補正）	0	295,825,934	295,825,934	0
JAS製材サプライチェーン構築事業（R6当初）	0	43,736,893	43,736,893	0
事業者による合法性確認能力強化、消費者への普及啓発（R6年度）	0	22,276,659	22,276,659	0
製材JAS格付率向上に資する検査方法案の検討	0	15,750,000	15,750,000	0
作業安全強化促進支援事業	0	15,000,000	15,000,000	0
クリーンウッド専門委員会設置・運営	0	5,330,000	5,330,000	0
合法性確認実施指導者養成、制度の周知	0	12,587,000	12,587,000	0
木材産業における外国人材の受入	0	9,959,999	9,959,999	0
合計	0	594,316,916	594,316,916	0

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで

一般会計  
(収入の部)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差引増△減額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常収益の部			
①受取会費等	(36,661,000)	(33,218,000)	(3,443,000)
会費収益	33,401,000	29,998,000	3,403,000
振興大会負担金	3,260,000	3,220,000	40,000
②事務収益	(52,581,311)	(58,276,713)	(△ 5,695,402)
給与負担金等収益	52,581,311	58,276,713	△ 5,695,402
③事業収益	(7,853,872)	(11,458,051)	(△ 3,604,179)
出版事業収益	6,001,805	6,335,601	△ 333,796
貸室収入	1,019,667	4,830,000	△ 3,810,333
木材製品認定事業	832,400	292,450	539,950
④補助金等収入	(594,316,916)	(711,331,002)	(△ 117,014,086)
補助金等収益	566,439,917	685,872,943	△ 119,433,026
受託事業収益	27,876,999	25,458,059	2,418,940
⑤その他の収益	(21,217,092)	(4,684,973)	(16,532,119)
雑収入	21,217,092	4,684,973	16,532,119
経常収益計	712,630,191	818,968,739	△ 106,338,548

(支出の部)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差引増△減額
2. 経常費用			
①事業費	(618,740,663)	(735,269,340)	(△ 116,528,677)
木材普及調査事業費	4,567,360	4,814,286	△ 246,926
出版事業費	3,838,670	4,721,358	△ 882,688
J A S 普及事業費	1,453,492	995,000	458,492
木材製品認定普及事業費	1,222,700	1,135,000	87,700
振興大会費	4,092,317	2,639,521	1,452,796
木材産業振興活動事業費	3,644,839	3,927,935	△ 283,096
補助事業費	566,439,917	685,872,943	△ 119,433,026
受託事業費	27,876,999	25,894,805	1,982,194
旅費交通費	2,322,289	2,181,958	140,331
会議費	278,080	265,034	13,046
負担金	3,004,000	2,821,500	182,500
減価償却費	0	0	0
②管理費	(81,636,695)	(83,052,641)	(△ 1,415,946)
役員報酬	5,705,513	4,134,874	1,570,639
給与手当	33,032,227	35,782,357	△ 2,750,130
福利厚生費	11,307,516	11,540,382	△ 232,866
事務負担金	0	0	0
事務所費	7,532,104	9,078,241	△ 1,546,137
需用費	16,928,421	5,959,307	10,969,114
交際費	120,546	291,400	△ 170,854
広告費	195,600	132,200	63,400
雑費	107,800	460,846	△ 353,046
公租公課	1,962,466	1,672,949	289,517
特定預金支出	4,744,502	14,000,085	△ 9,255,583
経常費用計	700,377,358	818,321,981	△ 117,944,623
当期経常増減額	12,252,833	646,758	11,606,075
3. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職引当資産取崩収入	6,052,695	9,811,326	△ 3,758,631
事務所移転費用引当金繰入	7,000,000	0	7,000,000
経常外収益計	13,052,695	9,811,326	3,241,369
(2) 経常外費用			
退職金	4,060,095	9,811,326	△ 5,751,231
経常外費用計	4,060,095	9,811,326	△ 5,751,231
当期経常外増減額	8,992,600	0	8,992,600
当期一般正味財産増減額	21,245,433	646,758	20,598,675
一般正味財産期首残高	83,942,717	83,295,959	646,758
一般正味財産期末残高	105,188,150	83,942,717	21,245,433
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	105,188,150	83,942,717	21,245,433

## 収支計算表（資金ベース）

令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで

一般会計  
(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増△減額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①会費等収入	(36,621,000)	(36,661,000)	(40,000)
会費	33,401,000	33,401,000	0
振興大会負担金	3,220,000	3,260,000	40,000
②事務負担金収入	(53,800,000)	(52,581,311)	(△ 1,218,689)
給与負担金等収入	53,800,000	52,581,311	△ 1,218,689
③事業収入	(7,157,500)	(7,853,872)	(696,372)
出版事業収入	5,800,000	6,001,805	201,805
貸室収入	1,207,500	1,019,667	△ 187,833
木材製品認定収入	150,000	832,400	682,400
④補助金等収入	(680,075,760)	(594,316,916)	(△ 85,758,844)
補助金	652,198,760	566,439,917	△ 85,758,843
受託事業	27,877,000	27,876,999	△ 1
⑤雑収入	(7,200,000)	(28,217,092)	(21,017,092)
雑収入	200,000	21,217,092	21,017,092
事務所移転費用引当金収入	7,000,000	7,000,000	(0)
事業活動収入計	784,854,260	719,630,191	△ 65,224,069

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増△減額
2. 事業活動支出			
①事業費支出	(709,762,260)	(618,740,663)	(△ 91,021,597)
木材普及調査事業費	5,700,000	4,567,360	△ 1,132,640
出版事業費	5,100,000	3,838,670	△ 1,261,330
J A S 普及事業費	1,600,000	1,453,492	△ 146,508
木材製品認定普及事業費	1,080,000	1,222,700	142,700
振興大会費	3,220,000	4,092,317	872,317
木材産業振興活動費	3,550,500	3,644,839	94,339
補助事業費	652,198,760	566,439,917	△ 85,758,843
受託事業費	27,877,000	27,876,999	△ 1
旅費交通費	4,100,000	2,322,289	△ 1,777,711
会議費	2,530,000	278,080	△ 2,251,920
負担金	2,806,000	3,004,000	198,000
減価償却費	0	0	0
②管理費支出	(76,318,000)	(74,929,727)	(△ 1,388,273)
役員報酬	9,866,000	5,705,513	△ 4,160,487
給与手当	27,262,000	33,032,227	5,770,227
福利厚生費	11,000,000	11,307,516	307,516
事務負担金	200,000	0	△ 200,000
事務所費	9,760,000	7,532,104	△ 2,227,896
需用費	5,810,000	16,928,421	11,118,421
交際費	100,000	120,546	20,546
広告費	220,000	195,600	△ 24,400
雑費	12,100,000	107,800	△ 11,992,200
③諸税公課支出	(1,574,000)	(1,962,466)	(388,466)
諸税公課	124,000	0	△ 124,000
消費税	1,450,000	1,962,466	512,466
④特定預金支出	(2,000,000)	(4,744,502)	(2,744,502)
退職給付引当金支出	2,000,000	4,744,502	2,744,502
移転費用引当金支出	0	0	0
事業活動支出計	789,654,260	700,377,358	△ 89,276,902
事業活動収支差額	△ 4,800,000	19,252,833	24,052,833
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
退職引当資産取崩収入	0	6,052,695	6,052,695
投資活動収入計	0	6,052,695	6,052,695
2. 投資活動支出			
退職金	0	4,060,095	4,060,095
投資活動支出計	0	4,060,095	4,060,095
投資活動収支差額	0	1,992,600	1,992,600
III 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	△ 4,800,000	21,245,433	26,045,433
前期繰越収支差額	83,295,959	83,942,717	646,758
次期繰越収支差額	83,942,717	105,188,150	21,245,433

令和5年度補正補助事業

貸借対照表(特別会計)

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	0	0	0
未収金	122,140	547,441	△ 425,301
流動資産合計	122,140	547,441	△ 425,301
2 固定資産			
固定資産合計			0
資産合計	122,140	547,441	△ 425,301
II 負債の部			
1 流動負債			
借入金	122,140	547,441	△ 425,301
未払金	0	0	0
未払費用			0
流動負債合計	122,140	547,441	△ 425,301
2 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計	122,140	547,441	△ 425,301
III 正味財産の部			
正味財産合計	0	0	0
負債及び正味財産合計	122,140	547,441	△ 425,301

(対象事業)

令和5年度補正 JAS構造材実証支援事業

## 正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取補助金等	764,672,140	1,591,050,441	△ 826,378,301
国庫補助金	764,672,140	1,591,050,441	△ 826,378,301
経常収益計	764,672,140	1,591,050,441	△ 826,378,301

(支出の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用			
①事業費	764,672,140	1,591,050,441	△ 826,378,301
役員報酬	5,589,207	6,756,538	△ 1,167,331
給料手当	9,774,771	16,837,379	△ 7,062,608
賃金	67,507,761	63,042,434	4,465,327
旅費交通費	606,144	758,986	△ 152,842
通信運搬費	2,908,546	12,698,407	△ 9,789,861
消耗品費	104,490	121,212	△ 16,722
印刷製本費	1,698,784	2,162,779	△ 463,995
会場費	0	0	0
賃借料	17,181,011	19,315,309	△ 2,134,298
広告宣伝費	70,718,150	393,468,733	△ 322,750,583
諸謝金	27,000	142,000	△ 115,000
委託費	588,556,276	1,075,746,664	△ 487,190,388
経常費用計	764,672,140	1,591,050,441	△ 826,378,301
当期経常増減額	0	0	0

# 財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
普通預金	0	りそな銀行赤坂支店
未収金	122,140	
合 計	122,140	
(負債の部)		
未払金	0	
短期借入金（一般会計内）	122,140	
小 計	122,140	
(正味財産)	0	
合 計	122,140	

国産材マーク事務局事業

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	0	472,890	△ 472,890
定期預金	0	2,400,939	△ 2,400,939
流動資産合計	0	2,873,829	△ 2,873,829
資産合計	0	2,873,829	△ 2,873,829
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	0	2,400,000	△ 2,400,000
流動負債合計	0	2,400,000	△ 2,400,000
負債合計	0	2,400,000	△ 2,400,000
III 正味財産の部			
正味財産合計	0	473,829	△ 473,829
負債及び正味財産合計	0	2,873,829	△ 2,873,829

# 財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	場所・物量等	金 額	摘 要
(流動資産の部) 預 金	普通預金	0	
	定期預金	0	
流動資産合計		0	
資産合計		0	
(流動負債の部) 預り金	預り金	0	
	国産材マーク	0	
流動負債合計		0	
負債合計		0	
正味財産		0	

# 正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	0	30,000	△ 30,000
事業収入	0	30,000	△ 30,000
国産材マーク収入	0	30,000	△ 30,000
雑収益	75	52	23
受取利息	75	52	23
経常収益計	75	30,052	△ 29,977

(支出の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用			
①事業費	4,605	7	4,598
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
賃金	0	0	0
事務負担金	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
委員等旅費	0	0	0
通信運搬費	4,600	0	4,600
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
会議費	0	0	0
会場費	0	0	0
光熱水料	0	0	0
賃借料	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	5	7	△ 2
②管理費	2,869,299	0	2,869,299
雑費	2,869,299	0	2,869,299
経常費用計	2,873,904	7	2,873,897
当期経常増減額	△ 2,873,829	30,045	△ 2,903,874

※雑費の内用

1. 令和7年2月20日：一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会へ譲渡 2,869,299円

# 外国人技能実習

## 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	9,816,670	3,383,334	6,433,336
仮払金	0	12,024	△ 12,024
流動資産合計	9,816,670	3,395,358	6,421,312
2. 固定資産			
固定資産合計	0	0	0
資産合計	9,816,670	3,395,358	6,421,312
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	1,631,320	△ 1,631,320
仮受金	0	200,000	△ 200,000
流動負債合計	0	1,831,320	△ 1,831,320
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	1,831,320	△ 1,831,320
III 正味財産の部			
正味財産合計	9,816,670	1,564,038	8,252,632
負債及び正味財産合計	9,816,670	3,395,358	6,421,312

# 正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取入会金	2,040,000	600,000	1,440,000
②受取会費	7,555,000	6,545,000	1,010,000
③出版収入	494,430	329,000	165,430
④受検料収入	8,782,478	3,680,000	5,102,478
⑤認定料収入	6,630,000	3,410,000	3,220,000
⑥雑収入	6,285	27	6,258
経常収益計	25,508,193	14,564,027	10,944,166

(収入の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用			
①事業費			0
給与負担金	10,000,000	6,000,000	4,000,000
委員等旅費	718,675	174,652	544,023
旅費交通費	2,804,769	2,126,489	678,280
通信運搬費	121,060	330,893	△ 209,833
消耗品費	52,180	16,140	36,040
賃借料	186,010	13,200	172,810
印刷製本費	184,250	176,000	8,250
諸謝金	1,973,617	791,010	1,182,607
租税公課	215,000	0	215,000
支払負担金	1,000,000	800,000	200,000
経常費用計	17,255,561	10,428,384	6,827,177
当期経常増減額	8,252,632	4,135,643	4,116,989

# 財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
普通預金	9,816,670	りそな銀行赤坂支店
仮払金	0	
合 計	9,816,670	
(負債の部)		
未払金	0	
仮受金	0	
合 計	0	
正味財産	9,816,670	
負債及び正味財産合計	9,816,670	

# 特定技能

## 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	1,140,028	0	1,140,028
仮払金	0	0	0
流動資産合計	1,140,028	0	1,140,028
2. 固定資産			
固定資産合計	0	0	0
資産合計	1,140,028	0	1,140,028
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
仮受金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
正味財産合計	1,140,028	0	1,140,028
負債及び正味財産合計	1,140,028	0	1,140,028

# 正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取入会金	0	0	0
②受取会費	0	0	0
③認定料	1,140,000	0	1,140,000
④雑収益	28	0	28
経常収益計	1,140,028	0	1,140,028

(支出の部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常費用			
①事業費			0
給与負担金	0	0	0
委員等旅費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
消耗品費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
賃借料	0	0	0
諸謝金	0	0	0
委託費	0	0	0
経常費用計	0	0	0
当期経常増減額	1,140,028	0	1,140,028

# 財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
普通預金	1,140,028	りそな銀行赤坂支店
仮払金	0	
合 計	1,140,028	
(負債の部)		
未払金	0	
仮受金	0	
合 計	0	
正味財産	1,140,028	
負債及び正味財産合計	1,140,028	

上記のとおり報告します。

令和7年4月18日

一般社団法人 全国木材組合連合会

会 長 菅 野 康 則

上記について監査したところ正確であることを認めます。

令和7年4月18日

監 事 森 林 慎 介 ⑩

監 事 矢 崎 実 ⑩

監 事 海老原 光 男 ⑩

第 3 号 議 案

令 和 7 年 度

会 費 等 決 定 の 件



# 令和7年度会費等について

## 1. 会 費

### (1) 都道府県木連会員

(単位：千円)

都道府県木連	金額	備考	都道府県木連	金額	備考
北海道	1,682		滋賀	338	
青森	537		京都	479	
岩手	533		大阪	1,361	
宮城	492		兵庫	750	
秋田	712		奈良	632	
山形	436		和歌山	525	
福島	649		鳥取	301	
茨城	577		島根	377	
栃木	474		岡山	588	
群馬	526		広島	833	
埼玉	657		山口	420	
千葉	672		徳島	423	
神奈川	744		香川	288	
山梨	290		愛媛	510	
東京	1,780		高知	504	
新潟	665		福岡	628	
富山	416		佐賀	270	
石川	441		長崎	286	
福井	357		熊本	599	
長野	664		大分	517	
岐阜	858		宮崎	559	
静岡	1,007		鹿児島	558	
愛知	1,086		沖縄	120	
三重	648		計	28,769	

### (2) 業種別会員

(単位：千円)

団 体 名	金額	備考
(一社)全国LVL協会	84	
全国素材生産業協同組合連合会	84	
全国木材チップ工業連合会	50	
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	84	
全国銘木連合会	84	
(一社)全国木材市売買方組合連盟	84	
(一社)全国木材検査・研究協会	168	
(一社)全国木造住宅機械プレカット協会	168	
(一社)全日本木材市場連盟	168	
日本合板工業組合連合会	252	
日本集成材工業協同組合	84	
日本ツーバイフォーランパーJAS協議会	84	
(一社)日本特殊加工化粧板協会	84	
NPO法人日本パーク堆肥協議会	84	
日本複合・防音床材工業会	50	
(一社)日本フローリング工業会	84	
日本木材防腐工業組合	84	
(一社)木材産業退職金共済会	168	
計	1,948	

## (3) 賛助会員

(単位：千円)

団 体 ・ 企 業 名	金 額	備 考
(株)一条工務店	30	
兼松サステック(株)	30	
(一社)木のいえ一番協会	30	
(株)久我	30	
(株)ケー・エイチ・ケー	30	
庄司木材(株)	30	
住友林業(株)	30	
大日本木材防腐(株)	30	
ナイス(株)	30	
(一社)日本CLT協会	30	
日本製紙連合会	30	
日本木材輸入協会	30	
(一社)日本林業土木連合協会	30	
(一社)日本ログハウス協会	30	
ニューハウス工業(株)	30	
宮川工機(株)	30	
木構造振興(株)	30	
林業・木材製造業労働災害防止協会	30	
(一社)林業機械化協会	30	
(一社)林道安全協会	30	
小計	600	
全国木材協同組合連合会	2,000	
小計	2,000	
計	2,600	

会費合計

33,317 千円

## 2. 全国木材産業振興大会負担金

都道府県木連会員 47団体	40千円 (1団体)	計	1,880千円
業種別会員 18団体	20千円 ( " )	計	360千円
全木協連		計	1,000千円
		合計	3,240千円

第 4 号 議 案

第 5 号 議 案



第4号議案 令和7年度借入金最高限度額決定の件

借入金最高限度額は、3,000万円とする。

第5号議案 令和7年度役員報酬決定の件

役員報酬は、年額2,000万円以内とする。



(報告)

1. 令和7年度 事業計画
2. 令和7年度 収支予算



# 1. 令和7年度 事業計画

## 第1 事業の方針

### 1 経済社会の動向

ウクライナ侵略や中東情勢、米国の関税政策など、国際社会は緊迫の度合いを高めている。日本経済は、賃上げ、物価高、円安及び人手不足がみられる中で、海外景気の復調による輸出増及び雇用や設備投資の拡大等が期待されている。

国内では、物価や資材価格の上昇及び大工不足の影響等により、令和6年の新設住宅着工は80万戸を下回るなど木材需要を取り巻く厳しい環境の中で、追い風が吹いている国産材利用拡大及び非住宅建築物等の木造化や木質化などの動きを持続させる活動が最も緊急かつ重要となっている。

そこで、非住宅、中高層建築及び外構などの分野への木材需要拡大対策、花粉症対策のためのスギ材の需要拡大対策、JAS製材のサプライチェーンの構築を含む令和6年度補正予算及び令和7年度予算・税制等を効果的に機能させることを含めて、木材需要拡大の加速化が必要である。

また、「森林・林業基本計画」では、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するため、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を目指すこととしており、脱炭素社会を構築する上で、エネルギー利用も含めた木材利用に対する期待は大きなものがある。

したがって、森林環境譲与税の活用による効果的かつ効率的な森林施業の実現に向けた施策の展開と併せ、国産材の安定供給体制の確立及び木材需要拡大の施策の推進により、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用への取組を推進することが必要である。

### 2 木材利用・木材産業の動向と課題

- (1) 国内外の社会・経済の不安定な情勢等の影響が懸念される中、林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅や都市での木材需要の拡大及び木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等に取り組むことが必要である。

都市での木材需要拡大には、木材利用が環境に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることなどへの理解を広めるため、具体的なデータの収集・分析を行うとともに、耐火性能の向上等技術的課題を克服し、「木材を優先する(ウッドファースト)街づくり」の流れを更に前進させることが必要である。

- (2) 令和6年の新設住宅着工は、持家、貸家及び分譲住宅が減少したため、全体で前年から3.4%減となる792千戸、うち木造住宅は前年から0.5%減

となる452千戸となった。木造率は57%と前年を2ポイント上回り、平成21年以降50%台が続く実績となった。脱炭素化やSDGsなどの観点から木材利用に追い風が吹いている中で、住宅建築に関しては、非木造よりも木造の減少幅が小さくなった。

このように、住宅建築においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などもあり、「木造」への関心が一定の広まりをみせてはいるものの、今後、地域材を活用した住宅建築のシェアを拡大するためには、地域における川上から川下までをつなぎ、需要に応じて低コストで安定供給できるサプライチェーンを確立することが課題となっている。

- (3) 公共建築物等における木材利用に関し、「都市(まち)の木造化推進法」に基づく市町村方針は全体の95%の市町村で策定が行われており(令和6年12月末現在)、民間の公共施設や商業施設等を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、木製耐火資材など工法・部材の開発が次々に進められており、林野庁の非住宅向け助成事業の効果等もあり、各地での街づくりや商工業施設等への木材利用が拡大していくことが期待される。このため、JAS構造材等求められる性能をしっかりと発揮できる国産材の供給体制を整備していく必要がある。
- (4) 木材を使う街づくりへの取組、すなわち高齢者介護施設、学校及び図書館などに加え、中高層建築や商工業施設を広く木造化・木質化し、外構材や公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらに対応した木材利用技術の開発、木材利用の提案及び普及啓発等も更に推進していく必要がある。
- (5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意された2020年以降の温暖化対策の中でも森林整備が引き続き位置づけられている。

また、伐採後の木材製品の利用が炭素を貯蔵する能力は、気候変動緩和に貢献することが認められており、このことへの国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会を一層幅広くアピールすることが重要となっている。

なお、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境への貢献の目標としてだけでなく、今後の社会・企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材及び地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

また、改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法(クリーンウッド法)」については、令和7年4月からの施行に際し、木材業界を挙げてその遵守に取り組んでいく必要がある。

そのため、川上の木材関連事業者として合法性が確認された木材以外は使わないこととし、木材関連事業者となっている建築関係者等の川下の関

係者との連携を強化するとともに、主伐時代を迎えた国産材について伐採時点から合法性の連鎖を確立することで信頼性を確保し、利用者や消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を図る運動を一層進めていく必要がある。

さらに本会は、令和4年6月に林業・木材産業7団体で行った「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて～共同行動宣言2022～」の一員として、再造林が放棄される等の深刻な事態への対応に向けて、持続可能性の確保された木材以外は使わないという方向へシフトすることとし、それを支えるために持続性の確保された国産材原木・製品の安定的な供給体制の整備に取り組む必要がある。

- (6) 国内の木材産業は、大型化及び機械設備の高度化が進展してきているが、一方では後継者不足等による事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化を図り、事業活動の維持発展のために製材品の需要拡大に取り組むことが必要である。そのため、地域の建築需要等に応じ、木材関連事業者が連携し、安定した生産・加工・供給の体制を構築するとともに、持続的な原木安定確保のための体制を確立することが重要である。

また、高齢化と東京一極集中が進む中、一方では働き方改革が推進され、地方の労働力不足は、製造、輸送及び販売などあらゆる部門に影響しており、物流の2024年問題にも引き続き対応していく必要がある。一方、東南アジア諸国には我が国の製材部門に係る技術移転へのニーズも見られることから、外国人技能実習制度を推進することが重要である。更に、木材産業分野での特定技能制度による外国人材の導入も動き出しており、それへの対応も進めていく必要がある。

- (7) 木材貿易関連については、TPP11、日EU経済連携協定及び日米貿易協定等の国際貿易の枠組みの中で、国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となってきた。また、ウッドショックの経験から、海外からの木材調達に対する不安が生じており、輸入依存の状況を克服していくことが国内木材産業の持続的発展に必要である。

木材輸出については、令和6年の輸出額は前年に比べて7%増の538億円となっている。木材の輸出の拡大に向けて、新たな輸出先国の開拓、より付加価値の高い製材加工品の輸出並びに米国、欧州及び東南アジア諸国等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給体制整備などを進めていくことが重要である。

今後の米国の動きなど様々な国際情勢の変化を受け、輸入先国の木材需給の急激な変化に対応するため、関係機関や団体等との情報共有に努め、

会員に対して情報を適切に発信することが必要である。

- (8) ウッドショックの際に国産材が十分に輸入木材を代替できなかったことについては、乾燥機の不足が課題であったことが明らかとなっている。このため乾燥機の導入はもとより、品質性能の確かなJAS製品の供給を拡大していくことが重要となっている。また、国産材においては、今後大径化していくことから、伐採・搬出・運送から、加工・乾燥などの生産体制において技術的な対応が早急に求められる。

### 3 事業計画の重点

木材利用を優先する社会(ウッドファースト社会)の実現をめざし、地球温暖化防止や地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため、次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- ア 温暖化防止・地域活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組
- ウ 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化等

## 第2 事業計画

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進

地球温暖化防止、地方創生及び人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動と施策提案等に取り組む。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

- ア 国民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策及び地方創生に果たす役割について理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- イ 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題を共有し、国や地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働きかける。

#### 2 消費者、需要者への普及活動

##### (1) 木材利用拡大への普及活動

- ア 規模の大きい展示会や全木連ホームページ等において、木材の特質や住宅・街づくり及び都市での木材需要の拡大等における木材利用に関する各種知識・情報の提供と普及啓発に取り組む。
- イ 建築関係団体や消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木

材PRポスター、カレンダー及びリーフレットの作成配布並びに補助事業を活用したマスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及促進に努める。

## (2) 木材利用に関する教育活動等の推進

- ア 小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」や「木工・工作」のコンクールへの協力などにより、児童・生徒はもとより、教職員や保護者も含めた「木育」活動を推進する。
- イ 木育活動を行う関係団体や行政等と連携して、将来を担う子供達に「木と共にある暮らしの木と触れ合うあたたか味」を感じてもらい、将来も木材を使ってもらえるような普及活動を推進する。

## 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

### (1) 気候変動問題等への対処

気候変動問題への取組に森林整備や伐採後の木材利用が正式に位置付けられていることから、非住宅を含む建築物の木造化と内装・外構の木質化が、企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築に努める。

また、国民の間に浸透してきているSDGsの取組を活用し、循環型資源かつ地域型資源である国産材需要拡大への理解を一層深める活動を幅広く展開する。

### (2) 違法伐採対策の推進等

- ア 違法伐採対策に関しては、クリーンウッド法に対応して、輸入国として先進的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、工務店等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進、供給体制整備及び信頼性向上のための取組を引き続き強化する。
- イ 令和7年4月の改正クリーンウッド法の施行に対応し、グリーン購入法及び林野庁ガイドラインに基づく取組との整理を含めて、効果的で効率的な運用となるよう働きかけを強化する。また、会員等への迅速な情報提供に努めるとともに、改正クリーンウッド法に対応した体制整備への支援を推進する。
- ウ また、海外の林業・木材関係機関等と連携・協調して必要な情報の収集に努める。

### (3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスの発電利用等について、関係団体との一層の連携を図る。また、FIT認定等案件へのライフサイクルGHGの基準適用に対応し、令和6年4月に林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のための

ガイドライン」が改正されたところ、本ガイドラインに即した事業者認定や適切な供給体制の構築及び情報提供などの推進に取り組む。

## II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設及び身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

### 1 住空間への取組

#### (1) 木造住宅等の取組

ア 住宅分野における木材利用は極めて重要であり、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及啓発や部材・製品開発等を推進する。また、地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導及び木造住宅施工能力の向上・継承など、地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的に参画する。

イ 木造住宅の耐震化、省エネ住宅リフォーム及び工法・製品開発等を推進する。

#### (2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として、引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な制度の見直し、設計仕様等基準の充実及び税制改正等に取り組む。

また、改正された建築基準法や住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」と「信頼」のJAS製材品及び乾燥材の生産・供給の促進に取り組む。

#### (3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで推進してきた各地域における建築・設計関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、令和7年4月からの改正建築基準法の施行に適切に対応するとともに、花粉症対策に資するスギ材の利用拡大の気運を醸成・普及していくため、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による木造建築物の施工や消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

### 2 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物や商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

(1) 「都市(まち)の木造化推進法」に基づき、公共建築物にあっては、法制度に基づく国等施設の着実な木造化・木質化、市町村方針策定の一層の

拡大及びそれに基づく実効性確保の推進に取り組む。また、協定制度の普及に努めるとともに、経済界との連携を図りつつ、民間建築物の木造化と木質化の拡大に取り組む。

木材利用推進中央協議会や森林を活かす都市の木造化推進協議会と連携し、制度・基準の見直しを国に働きかけつつ、国等の整備支援対策や建築事例などの普及と情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

- (2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅や中高層建築物の木造化・木質化を推進するとともに木のある暮らしや木の街づくりの普及啓発等の強化に取り組む。
- (3) また、身の回りの日常用品及び机・椅子など家具への一層の木材利用推進に取り組む。

### 3 地域材・国産材の利用拡大

地域材・国産材の利用拡大に向け、1 及び 2 に加え次の事項に取り組む。

- (1) 「木材利用推進中央協議会」、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」及び「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」など、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体並びにNPO等との連携による取組に努める。
- (2) 農林水産省木材利用推進計画等の関係機関の取組に対応し、庁舎等の施設への地域材利用の推進や着実な木材供給の推進に取り組む。
- (3) 地域材製品・部材等の安定的な供給及び大径材の利用開発に取り組み、特に製材品(ムク材)の利用の促進に努める。

## Ⅲ 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立

### 1 木材産業の経営安定化の取組

#### (1) 経営の安定化対策

ア 設備・運転資金の円滑な確保のため、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度並びに林業施設整備等利子助成制度などの有効活用を努める。

イ 経営革新支援等の中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策及び3年延長された軽油引取税の免税措置等の有効活用に取り組む。

#### (2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進する。

イ 働き方改革を進めるとともに、企業経営に係る諸制度や環境・厚生労働行政等の諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)等を普及推進する。

ウ 厚生労働省から技能実習評価試験実施機関として認定(5年10月)さ

れたことを踏まえ、外国人技能実習制度に係る安全規範確認業務及び試験実施業務を行う。なお、政府において育成就労制度に係る基本方針等が検討されることから、その議論を注視し必要に応じて対応を検討する。

エ 特定技能制度への木材産業の追加及び定款への特定技能試験業務等の追加を踏まえ、林野庁委託事業の受託に取り組み、受託後は適切に事業を実施する。

### (3) 労働安全対策等

ア 死傷年千人率は減少傾向にあるものの、他産業と比べて非常に高い水準にあることを踏まえつつ、林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議に参画する。

イ 令和7年度林野庁予算における労働安全関係事業に即して、製材工場等の安全診断・指導を実施するとともに、安全研修会を開催する県木連への助成を行う。また、林業機械化協会と連携し林野庁補助事業による安全講習会等を実施する。

## 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に、いわゆる「物流の2024年問題」も見据えながら取り組む。

### (1) 物流問題への対応

「物流の2024年問題」に引き続き対応することとし、農林水産省に設置された「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」等に参画し情報の収集共有を図るなど物流問題への対応を強化する。

また、物流における構造的な課題に対応しつつ、木材を安定的に供給していくため、川上・川中事業者等による連携体制づくりなどモデル的な取組を実施し、木材・木材製品の流通効率化に係る情報・知見などの普及を図る。

### (2) 「日本製材技術賞」の実施

製材を生産する工場の生産性や独自性、品質向上の取組及び雇用関係の整備等多岐にわたる製材工場の生産技術を審査表彰する「日本製材技術賞」を実施する。

### (3) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域の木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築及び木材製品の高付加価値化への取組を推進する。特に、品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

改正建築基準法の施行を踏まえ、JAS構造材利用の拡大に対応し、JAS認証工場を普及し、JAS材生産の強化を図る。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融

公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、林業施設整備等利子助成制度及び木材加工設備等リース導入支援制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ 住宅、公共・商工業施設及び公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

#### (4) 地域材丸太の安定供給・確保体制の構築への取組

ア 原木の安定供給・確保体制や森林の持続可能性が確保された木材の安定供給体制の構築に向け、中央や地方において需給情報連絡協議会に参加し、木材の需給動向の的確な把握や情報伝達に取り組む。

イ 製材、合板、チップ及びバイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大や生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金やリース・融資等の制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

エ 持続可能性の確保された木材を生産するため、地域における再生林の確保の活動に取り組む。そのためにも、価格転嫁と取引適正化に取り組む。

#### (5) 技術・製品開発への取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システムやより効率的な乾燥技術など、木材加工機械等の技術開発と産・学・官の連携体制強化を推進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能及び維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材及び木製フェンス等、部材の利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁及び2×4工法部材への利用開発を推進する。

ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、建築関係者と連携し、部材や工法等の開発を推進する。

エ JAS製品の普及を促進するための技術開発を、国・都道府県の試験・研究機関、関係団体及び機械メーカー等と連携して取り組む。

#### (6) 木材貿易への対応

ア 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協会等と連携して、家具等を含めた国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組を引続き推進する。

イ 貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、TPP、日EU経済連携協定及び日米貿

易協定に基づく木材貿易の動向を注視し、国際競争力確保のため、国内対策の一層の充実を国に働きかけるとともに、効果的な実施に努める。

- (イ) 輸入木材や木材製品のクリーンウッド法への対応について改正後の対応も含め、林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

### 3 東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建や事業振興のための機械施設整備及び運転資金確保等の支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建対策並びに放射能汚染に関連する木材製品やバーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

能登半島地震の復旧・復興に当たっては、被災県と連携し、木造建築や木材製品利用が推進されるよう取り組む。

## IV 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅や中高層建築物においては、構造計算に耐えられる品質性能の明確な木材製品の供給が不可欠であり、JAS製材品の利用・供給の促進及び製材品のホルムアルデヒド放散量等級の表示に取り組む。また、産地認証材や合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進する。

#### (1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

ア 令和7年4月からの改正建築基準法の施行を踏まえ、一般消費者、需要者、建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、JAS製品の普及を図るため、ホームページ、木材利用イベント及びマスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組む。

イ 国、独立行政法人、都道府県及び市町村などの公共建築物への製材 JAS製品の率先使用を推進する。

ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給を図る必要があり、その手段としてのJAS製品の重要性について木材産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅や中高層分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者及び材料供給者が連携を強化する幅広い取組を展開する。

エ FAMICにおけるJAS規格の原案作成検討会に委員として参画し、木材の生産、加工及び流通の観点から、改正に対する意見を提言する。

## (2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き適切に実施する。

## (3) 合法木材・都道府県産認証材の取組及びクリーンウッド法への対応

ア 改正クリーンウッド法に対応して、林野庁ガイドラインに基づく認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、需要者及び消費者の違法伐採対策への理解を深め、民間需要における合法伐採木材の利用拡大を図るため、展示会等に出展し、各種メディアを活用した普及活動を展開する。

イ 改正クリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行と林野庁ガイドラインに基づく事業者認定及び合法木材供給制度の信頼性確保のため、認定団体と合法木材供給事業者等を対象とした研修会及びセミナー等を開催する。

ウ 改正クリーンウッド法が令和7年4月に施行されたことを踏まえ、会員、木材関連事業者及び消費者等への情報提供、理解の促進並びにそのための体制の構築に努める。

エ 都道府県産材認証制度等の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに、都道府県の枠を超えた取組の在り方についても都道府県関係者と連携し検討する。

## 2 木材の健康・安全対策

### (1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組む。

イ アセトアルデヒドや T-VOC(総揮発性有機化合物)の規制等の動きについては、木材利用促進に支障がないよう引続き適切に対応する。

ウ 自然素材(ムク材)は、健康に影響のある化学物質を放散しないことをPRし、内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第59回全国木材産業振興大会を、9月4日に大阪府(大阪市)において、全国木材協同組合連合会と共に、近畿支部及び(一社)大阪府木材連合会の協力の下に開催する。

## 2 団体活動の活性化等

### (1) 制度・施策の提言等

ア 関係国会議員へ木材産業の振興に関する予算等の陳情活動を実施する。

イ 国・地方の行政機関、林業・木材産業・木造住宅等関係団体及び試験研究機関との意見交換や、木材利用拡大を通じた森林・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。

### (2) 関係団体との連携強化

木材利用推進の飛躍的な拡大を図るため、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を中心に、森林・林業・木材、建築及び中小企業・消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

### (3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

ア 全木連ホームページや全木連時報を充実し、木材の特質・利用、木材利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売及び技術に関する情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。

イ 全木連時報等を通じた会員間の各種情報の共有化を推進する。

ウ 木材PRポスター及び木材利用優良施設カレンダーを作成し、木材利用促進に努める。

### (4) 各種委員会の開催

木材利用推進や木材産業振興の政策提言等のために各種委員会等の開催を行う。

## 2. 令和7年度収支予算

令和7年度収支予算書総括表  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	摘 要
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取会費	33,317,000	33,401,000	
②負担金収入	3,240,000	3,220,000	
③事業等収入	59,150,000	60,957,500	
事務収入	53,000,000	53,800,000	
事業収入	6,150,000	7,157,500	
出版事業	6,000,000	5,800,000	
貸室収入	0	150,000	
木材製品認定事業	150,000	1,207,500	
④受取補助金等	436,101,999	680,075,760	
国庫補助金	385,825,000	652,198,760	
受託事業収入	50,276,999	27,877,000	
⑤雑収益	200,000	200,000	
⑥引当金取崩収入	0	7,000,000	
経常収益計	532,008,999	784,854,260	

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	摘 要
(2) 経常費用			
①事業費	514,679,999	761,031,260	
役員報酬	11,282,000	11,282,000	
給料手当	40,000,000	46,020,000	
賃金	27,000,000	29,077,000	
福利厚生費	8,435,000	8,435,000	
旅費交通費	13,000,000	13,927,500	
委員等旅費	0	0	
通信運搬費	5,010,000	5,009,000	
減価償却費	3,238,465	0	
消耗什器備品費	570,000	570,000	
耗品費	2,000,000	2,158,000	
材料費	4,000,000	5,876,000	
車借料	0	0	
印刷製費	8,000,000	9,589,000	
会議費	1,700,000	1,690,000	
会場費	840,000	840,000	
光熱水料費	120,000	125,000	
賃借料	15,500,000	15,905,000	
広告宣伝費	8,500,000	9,661,000	
諸謝金	6,300,000	6,345,000	
租税公課	0	0	
交際諸費	118,000	118,000	
雑費	15,000,000	15,808,000	
支払負担金	4,400,000	4,537,000	
支払寄付金	200,000	260,000	
委託費	338,466,534	572,198,760	
退職金引当金	1,000,000	1,600,000	
②管理費	17,329,000	28,623,000	
役員報酬	2,000,000	1,677,000	
給料手当	4,600,000	4,600,000	
賃金	505,000	505,000	
事務負担金	200,000	200,000	
福利厚生費	1,985,000	1,985,000	
旅費交通費	1,800,000	1,867,000	
通信運搬費	320,000	320,000	
消耗什器備品費	0	0	
消耗品費	100,000	100,000	
印刷製本費	250,000	250,000	
会議費	70,000	70,000	
会場費	120,000	120,000	
光熱水料費	70,000	70,000	
賃借料	2,400,000	2,376,000	
広告宣伝費	220,000	220,000	
諸謝金	0	0	
交際諸費	40,000	40,000	
租税公課	2,000,000	1,574,000	
支払負担金	4,000	4,000	
委託費	100,000	100,000	
雑費	100,000	12,100,000	
登記料	45,000	45,000	
退職金引当金	400,000	400,000	
経常費用計	532,008,999	789,654,260	
当期経常増減額	0	△ 4,800,000	

## 令和7年度収支予算（参考：資金ベース）

令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで

(収入の部)

(単位：円)

科	目	予算額	前年度予算額	備 考
I	事業活動収支の部			
1.	事業活動収入			
①	会費等収入	(36,557,000)	(36,621,000)	
	会費	33,317,000	33,401,000	
	振興大会負担金	3,240,000	3,220,000	
②	事務負担金収入	(53,000,000)	(53,800,000)	
	給与負担金等収入	53,000,000	53,800,000	
③	事業収入	6,150,000	(7,157,500)	
	出版事業収入	6,000,000	5,800,000	
	貸室収入	0	1,207,500	
	木材製品認定収入	150,000	150,000	
④	補助金等収入	436,101,999	(680,075,760)	
	補助金	436,101,999	680,075,760	
	国庫補助金	385,825,000	652,198,760	
	受託事業	50,276,999	27,877,000	
⑤	雑収入	(200,000)	(200,000)	
	雑収入	200,000	200,000	
⑥	引当金取崩収入	0	7,000,000	
	事業活動収入計	532,008,999	784,854,260	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
2. 事業活動支出			
① 事業費支出	465,682,999	709,762,260	
木材産業振興活動費	3,551,000	3,550,500	
補助事業費	385,825,000	652,198,760	
受託事業費	50,276,999	27,877,000	
木材普及・調査事業費	5,700,000	5,700,000	
出版等事業費	5,000,000	5,100,000	
J A S 普及事業費	1,500,000	1,600,000	
木材製品認定普及事業費	1,080,000	1,080,000	
振興大会費	3,220,000	3,220,000	
旅費交通費	4,100,000	4,100,000	
会議費	2,530,000	2,530,000	
負担金	2,900,000	2,806,000	
減価償却費	0	0	
② 管理費	62,176,000	76,318,000	
役員報酬	9,800,000	9,866,000	
給与手当	27,360,000	27,262,000	
福利厚生費	11,000,000	11,000,000	
事務負担費	200,000	200,000	
事務所費	7,500,000	9,760,000	
需用費	5,896,000	5,810,000	
交際費	100,000	100,000	
広告費	220,000	220,000	
雑費	100,000	12,100,000	
③ 諸税公課支出	2,150,000	1,574,000	
諸税公課	150,000	124,000	
消費税	2,000,000	1,450,000	
④ 特定預金支出	2,000,000	2,000,000	
退職給付引当金支出	2,000,000	2,000,000	
事業活動支出計	532,008,999	789,654,260	
事業活動収支差	0	△ 4,800,000	
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
退職金引当資産取崩収入			
投資活動収入計	0		
2. 投資活動支出			
退職金支払	0		
投資活動支出計	0		
投資活動収支差額	0		
III 予備費支出			
当期収支差額	0	△ 4,800,000	
前期繰越収支差額	105,188,150	83,942,717	
次期繰越収支差額	105,188,150	79,142,717	

令和7年度収支予算（資金ベース）  
特別会計  
（令和7年4月1日から令和8年3月31日）

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
I 事業活動収入の部			
1 事業活動収入			
① 補助金等収入	1,053,000,000	800,000,000	
JAS構造材実証支援事業	0	800,000,000	令和5年度補正
JAS構造材実証支援事業	1,053,000,000	0	令和6年度補正
事業活動収入計	1,053,000,000	800,000,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
II 事業活動支出の部			
1 事業費支出			
① 補助事業費	1,053,000,000	800,000,000	
JAS構造材実証支援事業	0	800,000,000	令和5年度補正
JAS構造材実証支援事業	1,053,000,000	0	令和6年度補正
事業活動支出計	1,053,000,000	800,000,000	
事業活動収支差	0	0	

令和7年度収支予算 (参考:資金ベース)

特別会計 (外国人技能実習)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
I 事業活動収入の部			
1 事業活動収入			
受取入会金	1,000,000	1,000,000	
受取会費	9,050,000	7,340,000	
認定料収入	5,660,000	2,000,000	
受検料収入	11,000,000	8,000,000	
その他収入	290,000	100,000	
事業活動収入計	27,000,000	18,440,000	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
II 事業活動支出の部			
1 経常費用の部			
給与負担金	12,000,000	8,300,000	
賃金	0	0	
旅費交通費	4,850,000	3,650,000	
委員等旅費	1,250,000	950,000	
通信運搬費	1,170,000	1,425,000	
消耗品費	300,000	620,000	
印刷製本費	100,000	200,000	
会議費	250,000	225,000	
諸謝金	2,580,000	2,070,000	
支払負担金	1,000,000	1,000,000	
委託費	2,000,000	0	
協力費	1,000,000	0	
租税公課	500,000	0	
事業活動支出計	27,000,000	18,440,000	
事業活動支出差	0	0	

令和7年度収支予算 (参考:資金ベース)  
 特別会計 (特定技能)  
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
I 事業活動収入の部			
1 事業活動収入			
受取入会金	0	0	
受取会費	0	0	
認定料収入	1,000,000	0	
受検料収入	0	0	
その他収入	0	0	
事業活動収入計	1,000,000	0	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
II 事業活動支出の部			
1 経常費用の部			
給与負担金	0	0	
賃金	0	0	
旅費交通費	0	0	
委員等旅費	0	0	
通信運搬費	950,000	0	
消耗品費	50,000	0	
印刷製本費	0	0	
会議費	0	0	
諸謝金	0	0	
支払負担金	0	0	
委託費	0	0	
協力費	0	0	
租税公課	0	0	
事業活動支出計	1,000,000	0	
事業活動支出差	0	0	



# 会 員 名 簿



## 会 員 名 簿

### 1) 都道府県木連会員

名 称	代 表 者
北海道木材産業協同組合連合会	三津橋 央 (副会長)
青森県木材協同組合	島 英 樹
岩手県木材産業協同組合	日 當 和 孝 (副会長)
宮城県木材協同組合	米 澤 光 秀
秋田県木材産業協同組合連合会	大 坂 真 一
山形県木材産業協同組合	松 田 賢
福島県木材協同組合連合会	風 間 良 一
茨城県木材協同組合連合会	野 上 満 正
栃木県木材業協同組合連合会	東 泉 清 寿
(一社)群馬県木材組合連合会	平 方 宏 (副会長)
(一社)埼玉県木材協会	島 崎 政 敏
(一社)千葉県木材振興協会	田 淵 和 正
神奈川県木材業協同組合連合会	栗 林 一 郎
(一社)山梨県木材協会	天 野 公 夫
(一社)東京都木材団体連合会	庄 司 良 雄 (副会長)
新潟県木材組合連合会	重 川 隆 廣 (副会長)
富山県木材組合連合会	米 澤 政 幸
(公社)石川県木材産業振興協会	通 善 一 洋
福井県木材組合連合会	清 川 主 税
長野県木材協同組合連合会	宮 崎 正 毅
岐阜県木材協同組合連合会	吉 田 芳 治
静岡県木材協同組合連合会	柳 川 真佐明
(一社)愛知県木材組合連合会	西 垣 洋 一 (副会長)
三重県木材組合連合会	落 合 賢 治
滋賀県木材協会	熊 川 忠
(一社)京都府木材組合連合会	辻 井 重

名	称	代 表 者
(一社)大阪府木材連合会		津 田 潮 (副会長)
兵庫県木材業協同組合連合会		野 村 俊 彰
奈良県木材協同組合連合会		丸 敏 幸
和歌山県木材協同組合連合会		榎 本 長 治
(一社)鳥取県木材協会		前 田 八壽彦
(一社)島根県木材協会		三 吉 庸 善
(一社)岡山県木材組合連合会		田 中 信 行
(一社)広島県木材組合連合会		竹 内 徳 將 (副会長)
(一社)山口県木材協会		林 克 彦
徳島県木材協同組合連合会		多 田 雅 信
(一社)香川県木材協会		樋 口 哲 也
(一社)愛媛県木材協会		菊 池 正
(一社)高知県木材協会		小 川 康 夫 (副会長)
(一社)福岡県木材組合連合会		平 川 辰 男
(一社)佐賀県木材協会		山 崎 鉄 好
(一社)長崎県木材組合連合会		高 島 正 弘
(一社)熊本県木材協会連合会		鍬 本 行 廣
大分県木材協同組合連合会		安 部 省 祐 (副会長)
宮崎県木材協同組合連合会		外 山 正 志
(一社)鹿児島県林材協会連合会		柴 立 鉄 彦
(一社)沖縄県木材協会		小 山 幹 太

## 2) 業種別団体会員

名 称	代 表 者
(一社)全国LVL協会	中 西 宏 一
全国素材生産業協同組合連合会	日 高 勝三郎
全国木材チップ工業連合会	佐 合 隆 治
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	山 下 光 明
全国銘木連合会	吉 田 芳 治
(一社)全国木材市売買方組合連盟	松 山 能 久
(一社)全国木材検査・研究協会	島 田 泰 助
(一社)全国木造住宅機械プレカット協会	工 藤 和 夫
(一社)全日本木材市場連盟	守 屋 長 光
日本合板工業組合連合会	井 上 篤 博
日本集成材工業協同組合	中 島 浩一郎
日本ツーバイフォーランバーJAS協議会	植 竹 孝 広
(一社)日本特殊加工化粧板協議会	荒 浪 力 也
NPO法人日本バーク堆肥協会	奥 田 哲 士
日本複合・防音床材工業会	伊 藤 真 浩
(一社)日本フローリング工業会	田 伏 大 伸
日本木材防腐工業組合	越 井 潤
(一社)木材産業退職金共済会	菅 野 康 則

### 3) 賛助会員

名	称
(株)一条工務店	
兼松サステック(株)	
(一社)木のいえ一番協会	
(株)久我	
(株)ケー・エイチ・ケー	
庄司木材(株)	
住友林業(株)	
大日本木材防腐(株)	
ナイス(株)	
(一社)日本CLT協会	
日本製紙連合会	
日本木材輸入協会	
(一社)日本林業土木連合協会	
(一社)日本ログハウス協会	
ニューハウス工業(株)	
宮川工機(株)	
木構造振興(株)	
林業・木材製造業労働災害防止協会	
(一社)林業機械化協会	
(一社)林道安全協会	
全国木材協同組合連合会	

# 定 款



## 一般社団法人全国木材組合連合会定款

昭和 29 年 3 月 10 日任意団体として発足  
昭和 31 年 5 月 25 日第三回通常総会に  
おいて法人に組織変更  
昭和 31 年 7 月 24 日社団法人認可  
平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人設立登記  
平成 26 年 11 月 27 日一部変更  
令和元年 10 月 8 日一部変更  
令和 2 年 5 月 13 日一部変更  
令和 2 年 11 月 18 日一部変更  
令和 3 年 5 月 12 日一部変更  
令和 5 年 5 月 25 日一部変更  
令和 6 年 11 月 21 日一部変更

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、木材の利用及び木材産業に関する調査分析、知識及び技術の普及等を行うことにより、低炭素社会構築に貢献する木材利用の推進や木材関連産業の健全な発展を図りもって社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する調査研究、技術発展、普及
- (2) 木材産業の振興に関する調査研究、普及
- (3) 木材利用及び木材産業に関する諸制度の調査研究、普及、関係団体との意見調整並びに提言
- (4) 木材産業に関する技術、技能、労働安全に関する調査研究及び普及
- (5) 木材貿易振興のための調査、交流
- (6) 木材・木製品の品質、認証の調査研究、普及
- (7) 外国人材制度に基づく評価試験及びそれに付帯する業務の実施
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 木材利用及び木材産業の振興の活動を行う都道府県の区域  
団体又は全国団体

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する木材関係団体等

(3) 特別会員 本会とともに木材利用拡大活動に参画する団体又は企業等

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
(以下「一般社団等法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長  
に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、その名称又は代表者の氏名、住所に変更があったときは遅滞なく  
本会に届けなければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければな  
らない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも  
退会することができる。

(除名)

第9条 本会は会員が次の各号に該当する場合には、総会の決議により除名す  
ることができる。この場合、その会員に対して総会において弁明する機会を  
与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的遂行に反する行為を行ったとき

(3) その除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、そ  
の資格を喪失する。

(1) 解散したとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(3) 総正会員が同意したとき

2 会員の資格喪失の場合において、既に納入した会費は返還しない

### 第3章 総 会

(総会の開催)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般社団等法人法上の社員総会とする。

3 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会の決議により必要と認めるとき

(2) 正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき

(招集)

第12条 総会は、法令で別段の定めがある場合や前条第3項の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は会日の10日前までに正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

3 前条第4項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事又は監事の選任又は解任

(3) 会員の除名

(4) 理事又は監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準

(5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書の承認

(6) 会費及びその徴収方法の決定

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第15条 総会は、正会員の有する議決権の半数を有する正会員の出席で成立し、総会の決議は出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、次の決議事項については、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令及びこの定款で定められた事項

(議決権)

第16条 正会員は、総会において、おのこの一つの議決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該会員又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(総会の決議の省略)

第17条 総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第18条 会長が正会員全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 53名以上60名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、12名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を業務担当理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団等法人法上の代表理事とし、専務理事及び業務担当理事を一般社団等法人法第91条第1項第2号に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は構成員の中から総会において選任する。ただし、正会員である団体の代表者又は構成員以外であっても総会の決議を経て選定することができるものとする。

2 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 理事のうち同一親族(3親等以内の親族及びこのものと特別な関係にある者をいう。)又は他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人であ

るものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は会長を補佐して本会の業務を執行する。また、専務理事以外の業務執行理事は本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、専務理事及びその他の業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事、使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務、財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において第20条第1項の定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間とする。また、補欠の監事の場合も同様とする。

(解任)

第25条 役員は、総会の議決を経て解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額により支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、当会運営上の重要事項について意見を述べるができるものとする。
- 3 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が任命する。
- 4 顧問の報酬は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 法令上の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは専務理事又はその他の業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は開催日の一週間前までに書面をもって、日時、場所、会議目的の事項につき通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第5項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

2 職員の任免は、会長が行う。

3 事務局に関する必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書の案を作成し理事会の決議を経て総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産処分等)

第45条 本会が清算する場合において、有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配は行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第10章 委任

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関し必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、吉条良明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和6年11月21日から施行する。



木材産業シンボルマーク

本文用紙は間伐紙（木になる紙）を使用しています。